

## 長崎市第五次総合計画「前期基本計画」の策定状況について

ページ

1	第五次総合計画「前期基本計画」の策定スケジュール [資料1] ……	1
2	第五次総合計画の構成と期間 [資料2] ……	2
3	第五次総合計画の体系 [資料3] ……	3
4	「第四次総合計画（後期基本計画）」・「第五次総合計画（前期基本計画素案）」 施策体系比較 [資料4] ……	4

## 【参考資料】

## (1) 第五次総合計画前期基本計画素案説明資料

ア	第五次総合計画前期基本計画（素案） [参考資料(1)-ア] ……	10
イ	基本施策・個別施策の概要 [参考資料(1)-イ] ……	20
(2)	長崎市第五次総合計画策定に関する基本方針 [参考資料(2)] ……	22
(3)	長崎市第五次総合計画基本構想 [参考資料(3)] ……	26

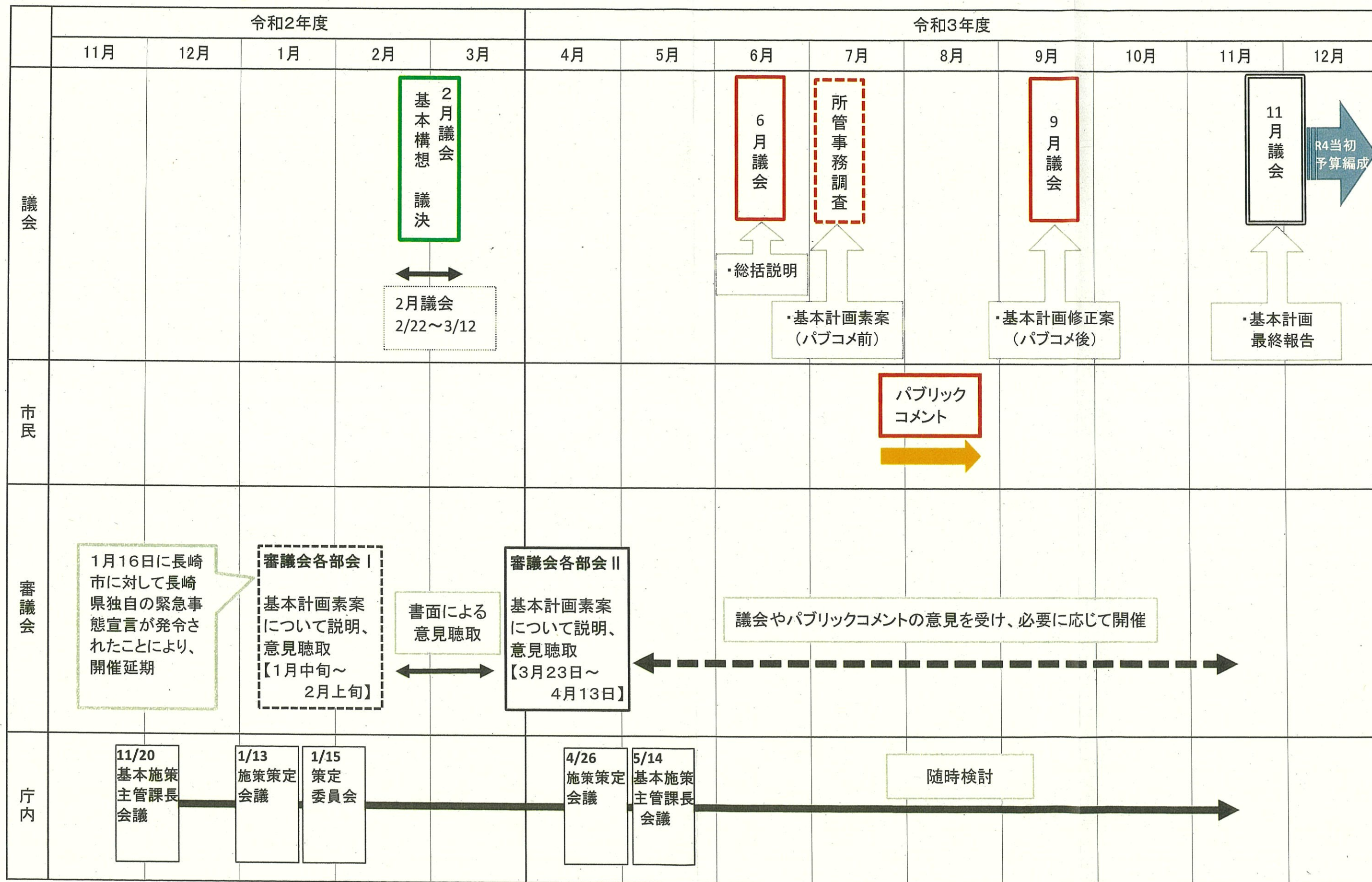
企画財政部

令和3年6月



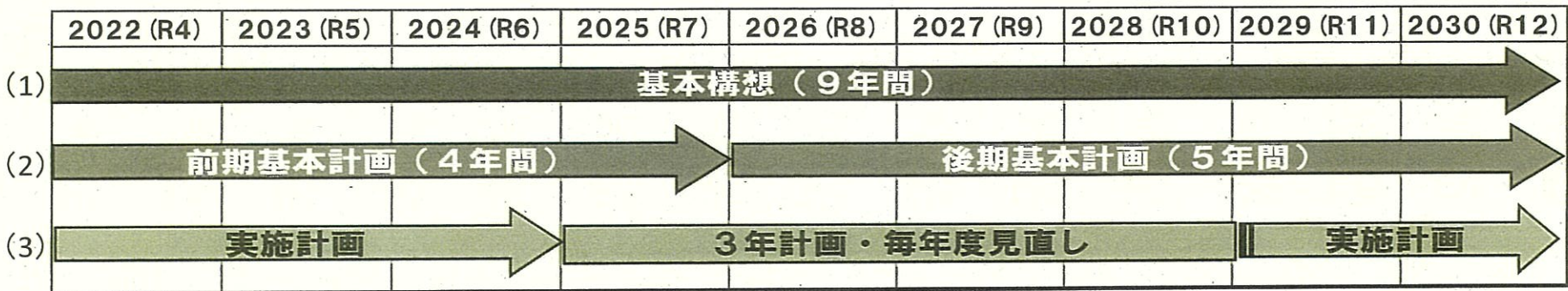
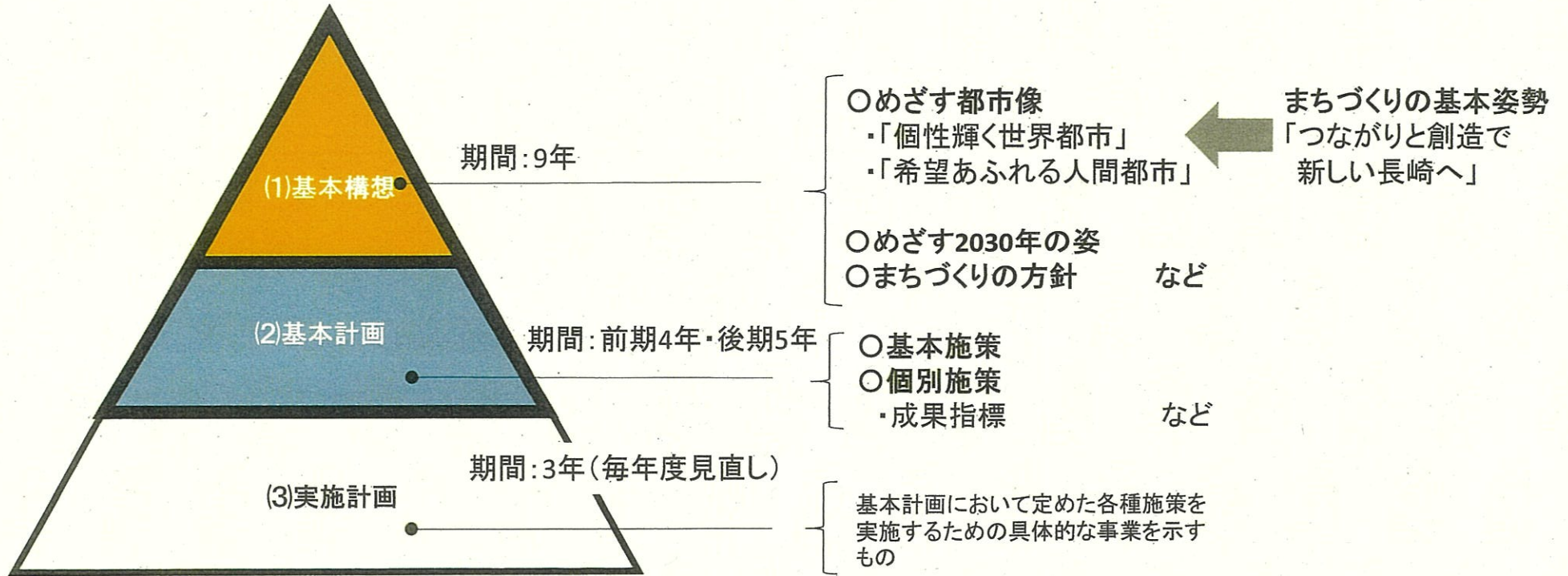
# 第五次総合計画「前期基本計画」の策定スケジュール(案)

資料1





# 第五次総合計画の構成と期間





# 〈第五次総合計画の体系図〉

## 【めざす都市像】

- ★個性輝く**世界都市**
- ★希望あふれる**人間都市**

●「世界都市」とは  
平和、交流、産業などを通して長崎ならではの価値を世界に向けて発信するとともに、長崎にしかできない役割を果たし、世界に貢献することで、「世界のナガサキ」としてキラリと光る存在感のある都市の姿

●「人間都市」とは  
人間性が尊重され、お互いの個性を認め合い、他者を思いやり支え合いながら、子どもから高齢者までライフステージに応じてだれもが豊かでいきいきと、幸福に暮らせる都市の姿

## 【めざす2030年の姿】

・みんなでつながって、暮らしやすさをつくり続けています

・産業がもたらす活力と技術の進歩を取り入れ、生活の質が高まっています

・交流の歴史に培われた多様な魅力で人を惹きつけています

・平和な世界、持続可能な世界の実現に貢献しています

## まちづくりの方針【8項目】

- A: 私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします
- B: 私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします
- C: 私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします
- D: 私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします
- E: 私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします
- F: 私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします
- G: 私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします
- H: 私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

## 前期基本計画の基本施策(案)【39項目】

A1	地域の個性を守り、活かし、伝えます
A2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます
A3	国際性を豊かにします
B1	被爆の実相を継承します
B2	核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます
B3	平和の文化を醸成します
C1	地場事業者の成長を支援します
C2	人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします
C3	次世代につながる農林業を育てます
C4	水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします
C5	地元農水産物の消費を拡大します
D1	脱炭素社会の実現をめざします
D2	資源を守り大切に社会の実現をめざします
D3	豊かな地域環境を守り活かします
D4	環境意識・行動の定着を図ります
E1	地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります
E2	犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます
E3	安心できる消費生活環境をつくります
E4	暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します
E5	安全・安心で快適な住環境をつくります
E6	車や公共交通による移動の円滑化を図ります
E7	安全・安心で快適な道路・公園をつくります
E8	水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します
F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします
F2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます
F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます
F4	子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます
F5	原爆被爆者の援護を充実します
F6	生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します
F7	自らすすめる健康づくりを推進します
F8	安心できる衛生環境を確保します
F9	安心できる医療環境の充実を図ります
G1	長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます
G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります
G3	スポーツ・レクリエーションの振興を図ります
G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します
H1	市民との良好なコミュニケーションを図ります
H2	参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます
H3	市民に信頼される市役所にします

## 【まちづくりの基本姿勢】

●つながりと創造で新しい長崎へ  
市民等がお互いにつながることで、まち全体がネットワーク化し、文化や産業等の長崎市が持つ様々な価値を高めながら、世界にも通用する新たな価値や仕組みを創造していくという姿勢でまちづくりを進める

## 【キーワード】

- ☞QOL(生活の質)
- ☞ダイバーシティ(多様性)
- ☞テクノロジー(科学技術)
- ☞サステナビリティ(持続可能性)
- ☞レジリエンス(しなやかな強さ)

## 【めざす2030年の姿】

「世界都市」「人間都市」だけでは、計画期間中にめざすところが曖昧との市民の声を受け、計画の最終年度である2030年度までにめざす状態を、市民等が少しでも具体的にイメージしやすいように描いておく「まちの姿」



「第四次総合計画(後期基本計画)」・「第五次総合計画(前期基本計画素案)」施策体系比較表

資料4

		基本施策数 【四次総】 43施策 → 【五次総】 39施策		個別施策数 【四次総】 116施策 → 【五次総】 98施策						
まちづくりの方針	第四次総合計画 (後期)		第五次総合計画 (前期)		第四次総合計画 (後期)		第五次総合計画 (前期)		備考 (特徴的な部分・キーワード・施策を取巻く背景など)	
	基本施策コード	基本施策	基本施策コード	基本施策	個別施策コード	個別施策	個別施策コード	個別施策		
<p>私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします</p> <p>(四次総) 私たちは「住む人が誇り、だれもが訪れたいまち」をめざします</p>	A1	歴史・文化遺産を守り、活かし、伝えます	A1	地域の個性を守り、活かし、伝えます	A1-1	文化財を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ります	A1-1	歴史文化遺産を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ります	<p>・出島、世界遺産、夜景などを含めて「守り、活かしていく地域の個性」として統合</p>	
	A2	まちなみ、自然を活かし、まちの質を高めます			A1-2	歴史・文化遺産に対する市民意識を高め、国内外に向けて発信します	A1-2	歴史文化に対する市民意識を高め、その魅力を発信します		
	A3	交流のための都市機能高め、交流を促進し、賑わいを創出します	A2	交流のための都市機能高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます	A1-3	史跡「出島和蘭商館跡」の復元整備を推進し、まちづくりに活かします	A1-3	地域の景観や自然などの個性を守り、みがき、活かします		
	A4	国際性を豊かにします	A3	国際性を豊かにします	A1-4	世界遺産の登録を実現し、その価値を世界に発信します				
<p>私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします</p> <p>(四次総) 私たちは「平和を願い、求め、つくるまち」をめざします</p>					A2-1	地域の景観や自然など個性を活かしたまちづくりを推進します			<p>・DMOを観光まちづくりの司令塔とした観光客・MICE客の戦略的誘致 ・体験型コンテンツなどの創造 ・安全安心、快適な滞在環境づくり</p> <p>・新たな手法も取り入れた交流の充実</p> <p>・新たな技術を活用した継承の取組み</p> <p>・核兵器禁止条約の発効等を背景とした核兵器廃絶への機運の高まり</p> <p>・平和の文化の醸成 ・若い世代の人材育成</p>	
	B1	被爆の実相を継承します	B1	被爆の実相を継承します	A2-2	まちの回遊性を高め、歩いて楽しいまちなかをつくりま		A1、A3を中心に、関連施策へ溶け込み		
	B2	核兵器廃絶の世論を喚起し、平和な世界を創造します	B2	核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます	A3-1	長崎独自の観光資源を掘り起し、磨きます	A2-1	観光資源を磨き、魅力あるコンテンツを創造します		
			追加	B3	平和の文化を醸成します	A3-2	国内外からの観光客、MICEの誘致を図ります	A2-2		戦略的な魅力発信と誘致活動を推進します
					A3-3	交流のための都市機能高め、受入態勢の整備とおもてなしの充実を図ります	A2-3	交流のための都市機能高め、安全安心・快適な滞在環境づくりを推進します		
					A3-4	游学のまち長崎の魅力を高めます	追加	A2-4 観光・MICE関連産業を活性化します		
								G2-1へ移動		
					A4-1	国際交流の機会の充実を図ります	A3-1	国際交流・国際理解の機会の充実を図ります		
					A4-2	外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めます	A3-2	外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めます		
					A4-3	留学先としての質の向上を図り、留学生の満足度を高めます	A3-3	留学先としての質の向上を図り、魅力を高めます		
				B1-1	平和・原爆施設の整備及び被爆資料の保存・活用を図ります	B1-1	平和・原爆施設の整備及び被爆資料・被爆遺構の保存・活用を図ります			
				B1-2	平和教育・学習の充実を図ります	B1-2	平和教育・学習の充実を図ります			
				B1-3	家族証言の継承の取組みを推進します	B1-3	多様な方法で継承の取組みを推進します			
				B2-1	平和メッセージの発信力を高めます	B2-1	平和メッセージの発信力を高め、核兵器廃絶の世論を喚起します			
				B2-2	平和な世界の創造に向け、ネットワークの構築を進めます	B2-2	平和な世界の創造に向け、ネットワークの構築を進めます			
				B2-3	平和をアピールできる人材を育成します					
						追加	B3-1 スポーツや芸術などを通して、身近なところから平和について考え、行動する機会を増やします			
						追加	B3-2 若い世代を中心に平和の輪を広げます			



「第四次総合計画」・「第五次総合計画」施策体系比較表

まちづくりの方針	第四次総合計画（後期）		第五次総合計画（前期）		第四次総合計画（後期）		第五次総合計画（前期）		備考 (特徴的な部分・キーワード・施策を取巻く背景など)	
	基本施策コード	基本施策	基本施策コード	基本施策	個別施策コード	個別施策	個別施策コード	個別施策		
<p>私たちは「人や企業が選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします</p> <p>(四次総) 私たちは「活力に満ち、発展し続けるまち」をめざします</p>	C1	交流を活かした地場企業の活性化と域内経済の循環を促します	C1	地場事業者の成長を支援します	C1-1	域外からの外貨獲得をめざす地場企業を支援します	C1-1	地場事業者の経営力の強化を支援します	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT、AI、RPAなどを活用した生産性向上</li> <li>商品づくり支援</li> <li>販路拡大（アジア展開含む）</li> <li>融資制度の充実</li> <li>地元就職支援</li> <li>採用支援 など</li> </ul>	
	C2	域外経済への進出を加速します			C1-2	商店街・商店の利用を促進します	再編	C1-2		地場事業者の人材確保・育成を支援します
	C3	地場企業の経営資源を強化します			C1-3	卸売市場機能の充実と強化を図ります		C1-3		地場事業者の市場での競争力の強化を支援します
	C4	新しい企業・新しい産業を創造し育成します	C2	人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします	C4-1	産学官や異業種間で連携しながら、創業や新分野への進出を促します	追加	C2-1		域外から企業を誘致し、新たな産業や雇用を創出します
	C5	農林業に新しい活力を生み出します	C3	次世代につながる農林業を育てます	C4-2	域外から新たな企業の立地を促進します		C2-2		産学官や企業間の連携による新事業の創出や新分野への進出を促します
	C6	水産業で長崎の強みを活かします	C4	水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします	C5-1	地域ブランドの育成を推進します		C2-3		働く世代を中心とした移住を促進し、地域や企業を活性化させます
	C7	地元農水産物を活かして食関連産業を活性化します	C5	地元農水産物の消費を拡大します	C5-2	意欲ある農林業者の育成確保を図ります		C3-1		農林業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します
				C5-3	安心して農林業を営む環境づくりを進めます		C3-2	安心して農林業を営む環境づくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマート農業</li> <li>人材育成</li> </ul>	
				C6-1	安定した水産資源の管理・回復を図ります		C4-1	水産業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマート水産業</li> <li>人材育成</li> </ul>	
				C6-2	やる気、収益性アップの経営体づくりを進めます		C4-2	水産資源の管理・回復と機能性の高い漁港整備を進めます		
				C7-1	新たな販路拡大や消費拡大を図ります		C5-1	新たな販路拡大や消費拡大を図ります		
				C7-2	長崎ならではの食材や食文化の魅力を発信します		C5-2	長崎ならではの食材や食文化に対する意識の醸成を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>さしみシティ</li> <li>新規推進品目（いちご、花き等）の消費拡大</li> </ul>	
				C7-3	食育体験を推進し、食に対する意識の醸成を図ります					



「第四次総合計画」・「第五次総合計画」施策体系比較表

まちづくりの方針	第四次総合計画（後期）		第五次総合計画（前期）		第四次総合計画（後期）		第五次総合計画（前期）		備考 (特徴的な部分・キーワード・施策を取巻く背景など)
	基本施策コード	基本施策	基本施策コード	基本施策	個別施策コード	個別施策	個別施策コード	個別施策	
<p>私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします</p> <p>(四次総) 私たちは「環境と調和する潤いのあるまち」をめざします</p>	D1	持続可能な低炭素社会を実現します	D1	脱炭素社会の実現をめざします	D1-1	温室効果ガスの排出を抑制する緩和策(排出削減)と気候変動の影響に対する適応策を推進します	D1-1	地球温暖化対策の取組みを進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロカーボンシティ宣言</li> <li>・低炭素 → 脱炭素</li> <li>・自立分散型電源の確保促進(災害に強いまちづくり)</li> <li>・(株)ながさきサステナエナジー</li> </ul>
	D2	循環型社会の形成を推進します	D2	資源を守り大切に社会の実現をめざします	D1-2	再生可能エネルギーの利活用と省エネルギーを促進します	D1-2	再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化を図ります	
	D3	良好な生活環境を確保します	D3	豊かな地域環境を守り活かします	D1-3	緑あふれるまちづくりを進めます	温暖化対策はD1-1へ、憩い・潤いの要素はD3へ緑化推進はD4-2へ移動		
	D4	人と自然が共生する環境をつくりま			D2-1	ごみ排出量の削減とリサイクルを推進します	D2-1	ごみ排出量の削減とリサイクルを推進します	
	D5	環境行動を実践します	D4	環境意識・行動の定着を図ります	D2-2	廃棄物の適正処理と処理施設の整備を進めます	D2-2	廃棄物の適正処理と処理施設の整備を進めます	
					D3-1	大気環境や身近な環境を良好に保ちます	D3-1	豊かな自然環境を保ち、自然との共生を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱プラスチック、食品ロス削減への意識の高まり</li> <li>・新東工場</li> </ul>
					D3-2	公共用水域及び地下水の環境を良好に保ちます	D3-2	大気環境や公共用水域の水環境などを良好に保ちます	
					D4-1	自然環境の保全を図ります			<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境、生活環境の保全</li> <li>・自然とふれあう共生の機会の創出</li> </ul>
					D4-2	自然とふれあう場と機会を創出します	E8-2へ移動		
					D5-1	環境教育・学習を推進します	D4-1	環境に対する当事者意識の醸成を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い世代への環境意識醸成</li> <li>・リーダーとなる人材の育成</li> <li>・サステナプラザながさきによる市民総参加の環境活動への取組み</li> </ul>
					D5-2	環境行動を促します	D4-2	環境行動を促し、生活様式として定着させます	



「第四次総合計画」・「第五次総合計画」施策体系比較表

まちづくりの方針	第四次総合計画（後期）		第五次総合計画（前期）		第四次総合計画（後期）		第五次総合計画（前期）		備考 (特徴的な部分・キーワード・施策を取巻く背景など)	
	基本施策コード	基本施策	基本施策コード	基本施策	個別施策コード	個別施策	個別施策コード	個別施策		
<p>私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします</p> <p>(四次総) 私たちは「安全・安心で快適に暮らせるまち」をめざします</p>	E1	災害に強いまちづくりを進めます	E1	地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります	E1-1	都市の防災機能向上を図ります	E1-1	都市の防災機能向上を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地崩壊対策、がけ対策</li> <li>地域と連携した避難所推進</li> <li>地域と連携した火災予防対策</li> <li>地域防火防災訓練</li> </ul>	
	E2	消防体制を強化します			E2-1	火災予防体制を強化します	E1-2	消防力を充実します		E1-3
	E3	犯罪のない地域づくりを進めます	E2	犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます	E3-1	防犯啓発活動を推進します	E2-1	地域の防犯、交通安全活動を推進します		<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の犯罪被害や交通事故被害増加の懸念</li> <li>SNSなど子どもを取巻く環境変化</li> <li>長崎市犯罪被害者等支援条例施行</li> </ul>
	E4	安心できる消費生活環境をつくりま	E3	安心できる消費生活環境をつくりま	E3-2	地域防犯活動を推進します	E2-2	犯罪被害、交通事故の相談・支援体制の充実を図ります		
	E5	暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します	E4	暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します	E4-1	消費者トラブルから市民を救済します	E3-1	消費者トラブルから市民を救済します	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の被害増加</li> <li>消費行動と持続可能な社会の形成との関連などに係る消費者教育の充実</li> </ul>	
	E6	安全・安心な居住環境をつくりま	E5	安全・安心で快適な住環境をつくりま	E4-2	消費者被害の未然防止策を展開します	E3-2	消費者被害を防止します		
	E7	道路・交通の円滑化を図ります	E6	車や公共交通による移動の円滑化を図ります	E4-3	適正な計量を推進します	削除	法定業務であり、市の裁量の余地が小さいため。		
	E8	安全・安心で快適な公共空間をつくりま	E7	安全・安心で快適な道路・公園をつくりま	E5-1	自然環境と調和した良好な市街地形成を誘導します	E4-1	安全で暮らしやすい場所に、居住及び都市機能を誘導・維持します	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク型コンパクトシティ長崎</li> <li>長崎スタジアムシティプロジェクト</li> </ul>	
	E9	安全・安心な水を安定して供給します	E8	水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します	E5-2	まちなかの住環境を整え、住宅の更新を促進します	E4-2	住環境を改善し生活利便性の向上を図ります		
E6-1	子どもから高齢者までが快適に安心して住める市営住宅を供給します	E5-1	多様な住まいの選択肢を提供します	E6-2	民間住宅ストックの有効活用を図ります	E5-2	安全で安心な民間住宅・建築物の普及を促進します	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者や子育て世帯、移住者、高齢者など、それぞれのニーズに対応できるしくみづくり</li> <li>空き家、空き地対策</li> </ul>		
E6-2	民間住宅ストックの有効活用を図ります	E5-2	安全で安心な民間住宅・建築物の普及を促進します	E6-3	安全・安心な民間住宅・建築物の普及を促進します	E6-1	良好な道路ネットワークを形成します			
E7-1	良好な道路ネットワークを形成します	E6-1	良好な道路ネットワークを形成します	E7-2	公共交通の利便性や安全性の向上を図ります	E6-2	公共交通を維持します	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域幹線道路網の整備促進(移動時間短縮・混雑緩和・災害対策)</li> <li>公共交通の維持</li> </ul>		
E7-2	公共交通の利便性や安全性の向上を図ります	E6-2	公共交通を維持します	E8-1	だれもが安全・快適に利用できる道路の整備を進めます	E7-1	だれもが安全・安心で快適に利用できる道路をつくりま			
E8-1	だれもが安全・快適に利用できる道路の整備を進めます	E7-1	だれもが安全・安心で快適に利用できる道路をつくりま	E8-2	安全・安心な市有建築物への改善を進めます	各施策へ受け込み		<ul style="list-style-type: none"> <li>「くるま道」「くらしの道」(住環境改善・防災性向上)</li> <li>無電柱化(災害対策・景観向上)</li> <li>バリアフリー化</li> <li>官民連携手法の活用による魅力的な公園づくり</li> </ul>		
E8-2	安全・安心な市有建築物への改善を進めます	E7-2	だれもが安全・安心で快適に利用できる公園をつくりま	E8-3	だれもが快適に利用できる公園への再整備を進めます	E7-2	だれもが安全・安心で快適に利用できる公園をつくりま			
E8-3	だれもが快適に利用できる公園への再整備を進めます	E7-2	だれもが安全・安心で快適に利用できる公園をつくりま	E8-4	地域環境美化を推進します	D4へ統合				
E8-4	地域環境美化を推進します	D4へ統合		E9-1	将来にわたって持続可能な事業運営を推進します	E8-1	いつでも安心な水を市民に届けま			
E9-1	将来にわたって持続可能な事業運営を推進します	E8-1	いつでも安心な水を市民に届けま	E9-2	どんなときにも安定給水できる体制を整えます	E8-2	汚水と雨水を適正に処理し、健全な水環境を守りま	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な施設の更新</li> <li>施設の性能や容量の適正化</li> <li>周辺市町との広域化、共同化の検討</li> </ul>		
E9-2	どんなときにも安定給水できる体制を整えます	E8-2	汚水と雨水を適正に処理し、健全な水環境を守りま	E9-3	だれもが安心して飲める、安全でおいしい水を供給します	D3-2から統合				



「第四次総合計画」・「第五次総合計画」施策体系比較表

まちづくりの方針	第四次総合計画（後期）		第五次総合計画（前期）		第四次総合計画（後期）		第五次総合計画（前期）		備考 (特徴的な部分・キーワード・施策を取巻く背景など)	
	基本施策コード	基本施策	基本施策コード	基本施策	個別施策コード	個別施策	個別施策コード	個別施策		
<p>私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします</p> <p>(四次総) 私たちは「人にやさしく、地域でいきいきと住み続けられるまち」をめざします</p>	F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画する社会を実現します	F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします	F1-1	人権啓発を推進します	F1-1	人権啓発を推進します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナ関連差別、SNSによる誹謗中傷事例などを通じた人権意識の高まり</li> </ul>	
	F2	高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めます	F2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます	F2-1	地域包括ケアシステムの構築を進めます	F2-1	地域包括ケアシステムの推進を図ります		<ul style="list-style-type: none"> <li>・超高齢社会への対応</li> <li>・地域包括ケアシステムの更なる推進</li> <li>・地域共生社会の構築</li> </ul>
	F3	障害者が暮らしやすいまちづくりを進めます	F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます	F2-2	高齢者の社会参加を促進します	F2-2	高齢者の社会参加を促進します		
	F4	安心して子どもを産み育て、子どもの健やかな育ちを図ります	F4	子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます	F2-3	地域の支援体制を構築します	F2-3	地域の支援体制を構築します		
	F5	原爆被爆者の援護を充実します	F5	原爆被爆者の援護を充実します	F2-4	介護サービスの充実を図ります	F2-4	介護サービスの充実を図ります		
	F6	暮らしのセーフティネットを充実します	F6	生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します	F3-1	個々の障害や特性に合った療育・サービス提供の充実を図ります	F3-1	障害の特性やライフステージに応じた支援の充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の早期発見、早期療育</li> <li>・相談支援体制の充実</li> <li>・雇用の場の確保、福祉的就労の充実強化</li> <li>・成年後見制度の周知や利用促進</li> </ul>	
	F7	自らすめる健康づくりを推進します	F7	自らすめる健康づくりを推進します	F3-2	障害者の就労や生活の安定を支援します	F3-2	障害者の就労や生活の安定を支援します		
	F8	安心できる衛生環境を確保します	F8	安心できる衛生環境を確保します	F3-3	障害者が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます	F3-3	障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援体制の充実</li> <li>・コロナ禍で深刻化が懸念される、こどもの貧困対策の総合的な推進</li> <li>・全天候型子ども遊戯施設</li> </ul>	
	F9	安心できる医療環境の充実を図ります	F9	安心できる医療環境の充実を図ります	F4-1	母と子の健康増進を図ります	F4-1	結婚や妊娠の希望の実現を支援します		
	F5-1	被爆者が保健・医療・福祉サービスを受けやすい環境を整えます	F5-1	被爆者が保健・医療・福祉サービスを受けやすい環境を整えます	F4-2	子育て支援の充実を図ります	F4-2	母と子の健康を支援します		
F5-2	被爆体験者への支援の充実を図ります	F5-2	被爆体験者の救済及び支援事業の充実を図ります	F4-3	子どもの成長を育む環境の充実を図ります	F4-3	子育て支援の充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被爆者援護施策の充実と被爆体験者の救済、支援事業の充実に向けた取組みの継続</li> </ul>		
F5-3	被爆実態に関する調査研究を促進します	F5-3	被爆実態に関する調査研究を促進します	F4-4	ひとり親家庭等の自立を支援します	F4-4	子どもを育てやすい環境の充実を図ります			
F6-1	生活困窮者の生活を安定させます	F6-1	生活困窮者等が安定した生活ができるよう支援します	F4-5	結婚を希望する独身男女の婚活を支援します	F4-5	ひとり親家庭等の自立を支援します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他機関との連携などによる、対象者の状況に応じた多様な支援</li> </ul>		
F6-2	生活保護受給者の就労を支援します	F6-2	生活保護受給者の就労を支援します	F5-1	被爆者が保健・医療・福祉サービスを受けやすい環境を整えます	F5-1	被爆者が保健・医療・福祉サービスを受けやすい環境を整えます			
F7-1	市民の自主的な健康づくり活動を支援します	F7-1	市民の自主的な健康づくり活動を支援します	F5-2	被爆体験者への支援の充実を図ります	F5-2	被爆体験者の救済及び支援事業の充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働き盛りの世代への啓発強化</li> </ul>		
F7-2	健康づくり環境の充実を図ります	F7-2	健康づくり環境の充実を図ります	F5-3	被爆実態に関する調査研究を促進します	F5-3	被爆実態に関する調査研究を促進します			
F7-3	歯科口腔保健を推進します	F7-3	歯科口腔保健を推進します	F6-1	生活困窮者の生活を安定させます	F6-1	生活困窮者等が安定した生活ができるよう支援します			
F8-1	感染症の発生と感染拡大を防止します	F8-1	感染症の発生と感染拡大を防止します	F6-2	生活保護受給者の就労を支援します	F6-2	生活保護受給者の就労を支援します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな感染症の流行にも迅速に対応できる健康危機管理体制の整備</li> </ul>		
F8-2	飲食物、生活衛生等による健康被害発生を防止します	F8-2	飲食物、生活衛生等による健康被害発生を防止します	F7-1	市民の自主的な健康づくり活動を支援します	F7-1	市民の自主的な健康づくり活動を支援します			
F9-1	救急医療体制の充実を図ります	F9-1	救急医療体制の充実を図ります	F7-2	健康づくり環境の充実を図ります	F7-2	健康づくり環境の充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な救急医療提供体制の構築</li> </ul>		
F9-2	地域医療提供体制の充実を図ります	F9-2	地域医療提供体制の充実を図ります	F7-3	歯科口腔保健を推進します	F7-3	歯科口腔保健を推進します			



「第四次総合計画」・「第五次総合計画」施策体系比較表

まちづくりの方針	第四次総合計画（後期）		第五次総合計画（前期）		第四次総合計画（後期）		第五次総合計画（前期）		備考 (特徴的な部分・キーワード・施策を取巻く背景など)
	基本施策コード	基本施策	基本施策コード	基本施策	個別施策コード	個別施策	個別施策コード	個別施策	
<b>G</b> 私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします  (四次総) 私たちは「豊かな心を育むまち」をめざします	G1	次代を生きぬく子どもを育みます	G1	長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます	G1-1	確かな学力の向上を図ります	G1-1	「確かな学力」の向上を図ります	・GIGAスクール構想 ・Society5.0 ・長崎LOVERS育成プログラム
	G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくりま	G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくりま	G1-2	健やかな心と体を育成します	G1-2	健やかな心と体を育成します	
	G3	スポーツ・レクリエーションの振興を図ります	G3	スポーツ・レクリエーションの振興を図ります	G1-3	家庭・学校・地域の連携による教育の充実を図ります	G1-3	家庭・学校・地域の連携による教育の充実を図ります	
	G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します	G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します	G1-4	子どもが安全・安心に学べる教育環境を整備します	G1-4	安全・安心に学べる教育環境を整備します	
<b>H</b> 私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします  (四次総) 基本構想の推進(つながる+創造する)	H1	市民が主役のまちづくりを進めます	H1	市民との良好なコミュニケーションを図ります	G2-1	学習に取り組める場と機会の充実を図ります	G2-1	学びの場と機会の充実を図ります	・「遊学のまち長崎」「長崎×若者プロジェクト」(A3-4から移動)
	H2	つながりあう地域社会をつくりま	H2	参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます	G2-2	能力や経験が社会に活かされる仕組みをつくりま	G2-2	能力や経験が社会に活かされる仕組みをつくりま	
	H3	市民に信頼される市役所にしま	H3	市民に信頼される市役所にしま	G3-1	スポーツ・レクリエーションを普及促進します	G3-1	スポーツ・レクリエーションをする場と機会の充実を図ります	・多様化するスポーツニーズを踏まえた環境整備 ・長崎スタジアムシティプロジェクト
					G3-2	競技スポーツを強化します	G3-2	スポーツをみる機会の創出と競技者の支援を図ります	
					G4-1	芸術文化に触れる機会を創出します	G4-1	芸術文化に触れる機会を創出します	・新たな文化施設 ・芸術文化を通じて人のつながりを創る
					G4-2	市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります	G4-2	市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります	
					H2-1	協働できる環境を整えます	H1-1	市民に必要な情報を分かりやすく効果的に伝えます	・コミュニケーションは「参画と協働」のためにも「信頼される市役所」になるためにもベースとなるものとの考えから、広報・広聴の施策をH1として独立
					H2-2	市民との良好なコミュニケーションを形成します	H1-2	市民の声を聴き、市政に反映します	
					H2-3	市政への関心を高め、市民の声を市政に反映します			
					H1-1	地域コミュニティの活性化を促進します	H2-1	市民が主体的に参画するまちづくりを進めます	・まちづくりの担い手創出 ・協働する仕組みづくり
				H1-2	市民活動団体への支援の充実を図ります	H2-2	多様な主体が強みを活かし協働するまちづくりを進めます		
				H3-1	自ら考え、自ら発信し、自ら行動する職員(職場)を育成します	H3-1	効果的かつ効率的で健全な行財政運営を行います	・人材育成 ・オープンデータの拡充 ・ICTの活用	
				H3-2	効果的で効率的な行財政運営を行います	H3-2	自発的に自己力を高め、ひとのつながりを創り、市民のために動く職員(職場)を育成します		
				追加		H3-3	行政のデジタル化により、市民の利便性向上と業務の効率化を図ります		



基本施策 A1

文化財課

地域の個性を守り、活かし、伝えます

◆2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

歴史文化遺産・景観・  
自然が

かけがえのない個性として、地域の中で大切に  
守り、活かされ、伝えられている。

◆めざす姿を達成するための個別施策

A1-1

歴史文化遺産を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ります

A1-2

歴史文化に対する市民意識を高め、その魅力を発信します

A1-3

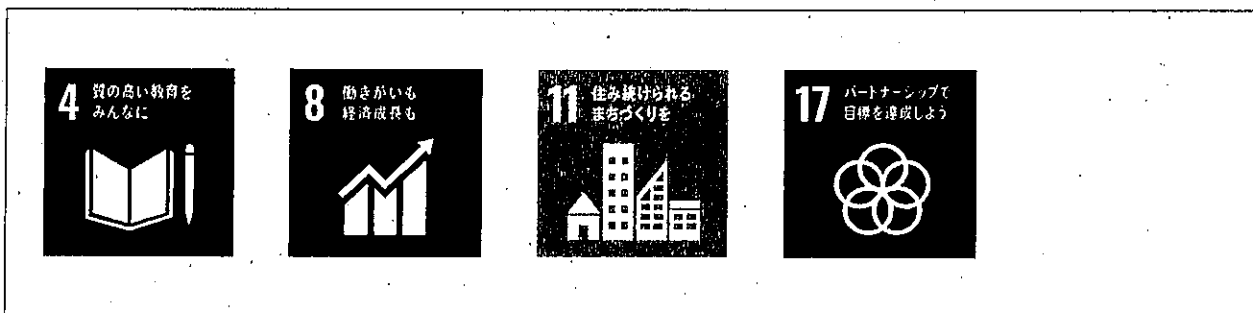
地域の景観や自然などの個性を守り、みがき、活かします

◆成果指標

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
文化財の指定等件数 [累計]	254件 (R2年度)	257件 (R7年度)	①文化財の指定等（国指定（国宝など）・国選定文化財、県指定文化財、市指定文化財）件数 ②件数が増えることで、保存すべき価値が高い文化財に対する技術的・財政的支援を含む保護措置の推進が図られ、文化財の顕在化と効果的な維持管理が可能となり、適切に活用・継承されると考えられるため。 ③年度末の実績件数を把握する。 ④過去3年間で大きな増減はないが、未指定文化財の状況から3件増を目標とする。

<p>主要な歴史文化施設を訪れたことがある市民の割合</p>	<p>66.5% (R2年度)</p>	<p>69.0% (R7年度)</p>	<p>①市内の主要な歴史文化施設を訪れたことがある市民の割合(歴史文化博物館、歴史民俗資料館、外海歴史民俗資料館、シーボルト記念館、サント・ドミンゴ教会跡資料館、高島石炭資料館、軍艦島資料館、長崎(小島)養生所跡資料館)。</p> <p>②歴史文化施設を訪れる人が増えることで、歴史文化に対する市民の関心が深まると考えられるため。</p> <p>③市民意識調査により把握する。</p> <p>④現状を維持し、少しでも増加に転じるものとして、直近値から毎年度0.5ポイント増を目標とする。</p>
<p>長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合</p>	<p>89.0% (R2年度)</p>	<p>90.0% (R7年度)</p>	<p>①長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合。</p> <p>②市民が景観に誇りを持つことは、施策の重要な成果であると考えられるため。</p> <p>③市民意識調査により把握する。</p> <p>④令和7年度までに市民の9割が満足することを目標とする。</p>

◆関連するSDGs





## 歴史文化遺産を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ります

### ◆2025年度にめざす姿（なにが どうなっている）

歴史文化遺産が

適切に保存継承され、  
広く公開・活用が図られている。

### ◆現状分析と取組方針

#### 現 状 分 析

#### I 【うまくいっていること、強み、チャンス】

##### 【うまくいっていること】

○2つの世界遺産登録により、歴史文化遺産保全の機運が高まり、文化財の保存整備が進んでいる。

##### 【強み】

○歴史が生んだ多様で多くの文化財がある。

##### 【チャンス】

○出島メッセ長崎及び新幹線西九州ルートの開業により交流が拡大し、文化財の更なる活用が見込まれる。

#### II 【うまくいっていないこと、弱み、脅威】

##### 【うまくいっていないこと】

○文化財の保存整備には多くの財源と技術者を要するため、保存整備を行うべき物件のすべてに着手できていない。

○文化財の特性や価値を活かした活用ができていない文化財がある。

##### 【弱み】

○老朽化により傷んだ文化財が多い。

##### 【脅威】

○伝統芸能など無形の文化財において後継者が不足している。

○所有者の高齢化等により、文化財の保存整備が困難となっているものがある。

#### III 取組方針

##### ①文化財の指定等の推進

○多様で多くの文化財を適切に保護するため、指定等を推進します。

##### ②文化財の保存整備・活用

○洋館などの有形文化財、出島などの史跡及び世界遺産の構成資産等を地域で継承していくため、保存整備を計画的に行うとともに、保存整備に係る知識や技術を習得するための機会をつくれます。

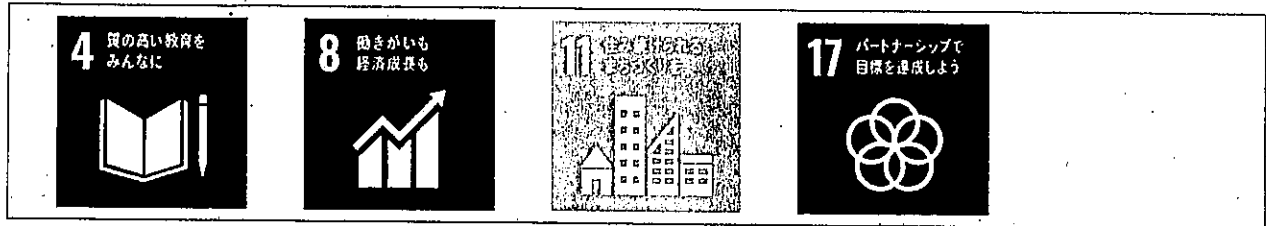
○歴史文化遺産の活用にあたっては、その特性・価値を活かしながら、広く民間と連携・協力し、より魅力的で効果的な企画・運営等を進めます。

○地域独自の伝統や文化を継承するため、伝統芸能など無形の文化財の保存を図ります。

◆成果指標

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市内の文化財の1年当たりの保存整備件数 (B1-1 該当分を除く)	13 件 (R 2 年度)	13 件 (R 7 年度)	①毎年実施されている文化財保存整備の件数。 ②件数が増加することで、文化財がかけがえのないものとして大切に守られていると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去3年間の平均や今後の整備予定件数を勘案し、毎年度13件を目標とする。
出島の入場者数 (大規模施設)	459,147 人 (R 元年度)	600,000 人 (R 7 年度)	①出島の入場者数。 ②入場者が増えることで、国指定史跡 出島和蘭商館跡の活用が図られていると考えられるため。 ③入場者実績報告により把握する。 ④過去の実績を勘案し、600,000人を目標とする。
グラバー園の入園者数 (大規模施設)	769,218 人 (R 元年度)	996,000 人 (R 7 年度)	①グラバー園の入園者数。 ②入園者が増えることで、国指定重要文化財であり、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である旧グラバー住宅の活用が図られていると考えられるため。 ③入園者実績報告により把握する。 ④過去の実績を勘案し、996,000人を目標とする。
端島 (軍艦島) の上陸者数	124,935 人 (R 元年度)	291,000 人 (R 7 年度)	①端島の上陸者数。 ②上陸者が増えることで、国指定史跡であり、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である端島の活用が図られていると考えられるため。 ③上陸者実績報告により把握する。 ④過去の実績を勘案し、291,000人を目標とする。
上記以外の指定等文化財を活用した市が所有する有料施設入館者数	32,719 人 (R 元年度)	35,000 人 (R 7 年度)	①指定等文化財を活用した市が所有する有料施設 (須加五々道美術館、旧香港上海銀行長崎支店記念館、ド・ロ神父記念館、中の茶屋、ペッ甲工芸館、古写真資料館) の入館者数。 ②入館者が増えることで、文化財の活用が図られていると考えられるため。 ③入館者実績報告により把握する。 ④全施設における入館者数の過去3年間の平均値により目標を設定する。

## ◆関連するSDGs



### 【関連する計画等】

- 長崎市文化財保護条例
- 長崎市歴史文化基本構想
- 長崎市歴史的風致維持向上計画
- 個別保存活用計画
- 史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画
- 出島条例
- 国指定史跡「出島和蘭商館跡」保存活用計画
- 世界遺産推薦書
- 管理保全計画
- 修復・整備活用計画
- 包括的保存計画
- 長崎市景観計画



※ 空 白 ペ ー ジ

## 歴史文化に対する市民意識を高め、その魅力を発信します

### ◆2025年度にめざす姿（なにか どうなっている）

長崎の歴史文化が

市民に学ばれ、親しまれ、  
国内外に発信されている。

### ◆現状分析と取組方針

#### 現 状 分 析

#### I. 【うまくいっていること、強み、チャンス】

##### 【うまくいっていること】

- 「ながさき歴史の学校」が市民の学びの場として機能している。
- 長崎学ネットワーク会議において、民間団体等との連携が図られている。

##### 【強み】

- 多くの歴史文化資料と情報の拠点となる施設がある。
- 日本全国で唯一、1つの自治体内で2つの世界遺産をもつ。

#### II. 【うまくいっていないこと、弱み、脅威】

##### 【うまくいっていないこと】

- 施設の入館者数が減少傾向にある。
- 2つの世界遺産があるまちであることを積極的にPRできていない。



### III 取組方針

#### ①歴史文化の情報発信・理解促進

- 歴史文化を学び、親しむことができるよう、講座内容の充実に合わせて「ながさき歴史の学校」を運営します。
- 民間の歴史研究団体等と連携し、長崎学の調査研究を推進します。
- 2つの世界遺産があるまちとしての認知度を高め、世界遺産価値の理解促進を図ります。
- 子どもから大人まで幅広い世代が楽しみながら、長崎の歴史文化を学ぶことができる仕組みをつくります。

#### ②歴史文化施設における展示・公開の充実

- 長崎の歴史文化に触れる機会をつくり、理解促進を図るため、歴史文化博物館、歴史民俗資料館等において充実した展示・公開を行います。
- 展示・公開にあたっては、多言語を含む丁寧な案内表示と情報提供に努めます。

◆成果指標

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
歴史文化博物館、歴史民俗資料館等の入館者数	404,659人 (R元年度)	439,000人 (R7年度)	①歴史文化博物館、歴史民俗資料館、外海歴史民俗資料館における入館者数。 ②入館者が増加することで、歴史文化に触れる機会の創出と理解促進につながると考えられるため。 ③対象施設の実績報告により把握する。 ④歴史文化博物館は県、市、指定管理者で設定する目標値、歴史民俗資料館及び外海歴史民俗資料館については過去3年間の実績をもとに目標を設定する。
歴史文化講座参加人数	3,327人 (R元年度)	3,700人 (R7年度)	①歴史文化施設で開催される講座及びながさき歴史の学校の参加者数。 ②歴史文化を効果的に発信できる講座への参加者数が増えることで、市民の歴史文化に対する意識が高まると考えられるため。 ③対象施設の実績報告により把握する。 ④過去3年間の実績（特別講座を除く）により目標を設定する。
2つの世界遺産を訪れたことがある市民の割合	45.9% (R2年度)	55.9% (R7年度)	①長崎にある2つの世界遺産の両方を訪れたことがある市民の割合。 ②来訪者数が増えることで、市民の世界遺産に対する関心が高まっていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④毎年度2%増を目標とする。

◆関連するSDGs



〔関連する計画等〕

- 長崎市歴史文化構想
- 世界遺産推薦書
- 包括的保存計画
- 長崎市歴史的風致維持向上計画
- 個別保存管理整備活用等計画

## 地域の景観や自然などの個性を守り、みがき、活かします

## ◆2025年度にめざす姿（なにが どうなっている）

景観や自然など地域の個性が

守られ、みがかれ、活かされている。

## ◆現状分析と取組方針

## 現 状 分 析

## Ⅰ【うまくいっていること、強み、チャンス】

【うまくいっていること】

- 大規模建築物や工作物がながさきデザイン会議により良好なまちなみ形成に繋がっている。
- 景観専門監の配置により、公共施設を中心に良好な景観づくりが進んでいる。
- 遠景及び中・近景の夜景整備が進み、夜間景観の魅力向上に繋がっている。
- 長崎市歴史的風致維持向上計画が国の認定を受け、東山手・南山手地区において、官民共同の歴史まちづくり計画を策定した。

## Ⅱ【うまくいっていないこと、弱み、脅威】

【うまくいっていないこと】

- 市民の景観に関する意識醸成が一定図られているが十分ではない。
- 職員の景観に関する意識醸成が一定図られているが十分ではない。
- 地域の景観を見渡せる視点場が、市民や観光客に認知されていない。

## Ⅲ 取組方針

## ①良好な景観形成に係る助言・指導

- 良好な景観形成に関して、景観法に基づく景観計画の適切な運用のため、景観条例や屋外広告物条例による助言・指導を行います。

## ②公共空間のデザイン向上

- 景観専門監やながさきデザイン会議などによる助言・指導のほか、職員の景観に関する研修を行います。また、景観に配慮した都市サインの適切な整備と維持を行うことで、公共空間のデザイン向上を図ります。

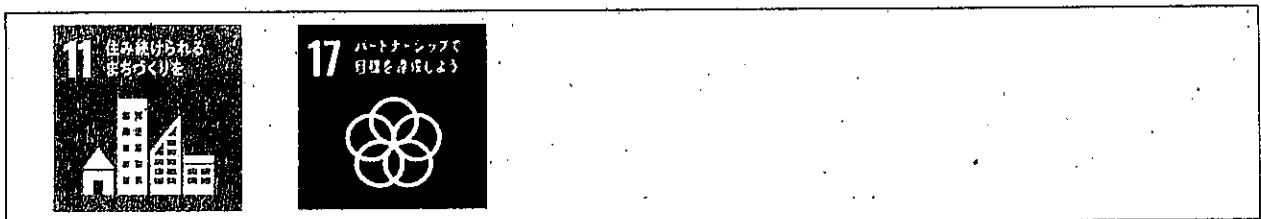
## ③地域の魅力向上

- 地域の自然や風土を活かしたまちの魅力向上と、「長崎独自の歴史や伝統を反映した人々の営みと一体となって形成された良好な市街地の環境」いわゆる歴史的風致をみがき活かしていきます。

◆成果指標

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合【A1から再掲】	89.0% (R2年度)	90.0% (R7年度)	①長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合。 ②市民が景観に誇りを持つことは、施策の重要な成果であると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和7年度までに市民の9割が満足することを目標とする。
「自然やまちの景観」に関する観光客の満足度	89.7% (R2年度)	95.0% (R7年度)	①自然やまちの景観に、「大変満足」、「やや満足」した観光客の割合。 ②良好な景観形成は市民生活だけでなく、観光の観点から評価することも重要であるため。 ③観光動向分析調査結果報告書により把握する。 ④令和7年度までに観光客の95%が満足することを目標とする

◆関連するSDGs



〔関連する計画等〕

- 長崎市景観条例
- 長崎市景観基本計画
- 長崎市景観計画
- 長崎市歴史文化基本構想
- 長崎市歴史的風致維持向上計画
- 環長崎港夜間景観向上基本計画
- 長崎駅周辺エリアデザイン指針
- 長崎市屋外広告物条例



# イメージ

## 基本施策A1 地域の個性を守り、活かし、伝えます ●●ページ ～●●ページ

### 2025年度にめざす姿

歴史文化遺産・景観・自然が、かけがえのない個性として、地域の中で大切に守り、活かされ、伝えられている。

### 個別施策

#### A1-1 歴史文化遺産を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ります

**取組方針**

- ①文化財の指定等の推進
- ②文化財の保存整備・活用

【変化を踏まえた新たな視点や更なる強化の視点(抜粋)】

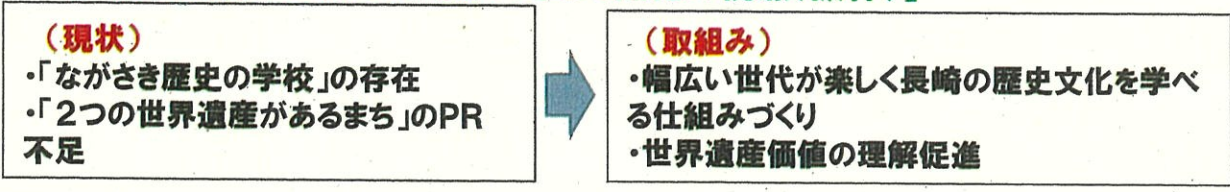


#### A1-2 歴史文化に対する市民意識を高め、その魅力を発信します

**取組方針**

- ①歴史文化の情報発信・理解促進
- ②歴史文化施設における展示・公開の充実

【変化を踏まえた新たな視点や更なる強化の視点(抜粋)】

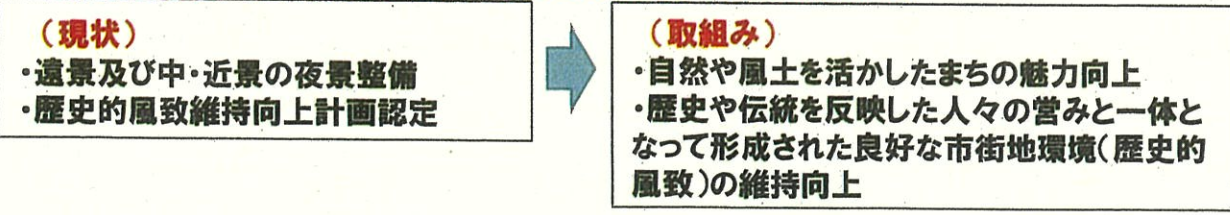


#### A1-3 地域の景観や自然などの個性を守り、みがき、活かします

**取組方針**

- ①良好な景観形成に係る助言・指導
- ②公共空間のデザイン向上
- ③地域の魅力向上

【変化を踏まえた新たな視点や更なる強化の視点(抜粋)】





**基本施策基本施策A1 地域の個性を守り、活かし、伝えます**

**主な成果指標**

**文化財の指定等件数 [累計]**

(R2) 254件 ⇒ (R7) 257件

**主要な歴史文化施設を訪れたことがある市民の割合**

(R2) 66.5% ⇒ (R7) 69.0%

**長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合**

(R2) 89.0% ⇒ (R7) 90.0%

**関連するSDGs**



## 長崎市第五次総合計画策定に関する基本方針

## 1 計画策定の趣旨

長崎市では、平成23年度を初年度とする長崎市第四次総合計画において、将来の都市像を「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」と掲げ、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として、その実現に向け、市民、企業、大学など様々な主体（以下「市民等」という。）と一緒に、まちづくりを進めてきた。

そのようななか、現行の第四次総合計画が、令和3年度に最終年度を迎える。

平成23年の地方自治法の改正により、総合計画の基本部分である基本構想の策定義務がなくなり、総合計画を策定するか否かは市町村の判断に委ねられることとなったが、長崎市においては、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、また、市民等と協働してまちづくりに取り組むための共通の指針として総合計画の策定は必要であるとの考えのもと、新たに「長崎市総合計画策定条例」を策定した。

この条例を根拠とし、令和4年度から始まる新たな基本構想を策定するとともに、同構想に基づく基本計画を定める。

## 2 計画の位置づけと性格

## (1) 市政運営上の最上位計画

持続可能な行政運営の指針として市政全般を網羅した計画であり、各分野における諸計画や事業の最上位計画として位置付ける。

## (2) 市民等と行政に共通のまちづくりの指針

まちづくりの担い手として、行政のみならず、市民等にとっての活動指針ともなり得る「市民等と共有し、共に取り組む計画」として策定する。

## (3) 市民等にとって分かりやすい計画

まちの将来像やまちづくり方針などを分かりやすく表現する。

また、達成状況の把握と進行管理を行うために、分かりやすく、より適切な目標値や成果指標を設定するとともに、市民等と行政が一体となってまちづくりを進めるために、どういう状態を目指しているのか、そのために何をすべきかということを知りやすく示す。

## (4) 戦略性と実効性の高い計画

社会経済情勢や行財政状況の変化及び市民ニーズの高度化・多様化などを踏まえた中長期的な見通しのもと、「選択と集中」による政策・施策の重点化を図り、限られた経営資源の戦略的・効果的な配分を行うとともに、適切な指標等の設定により施策の成果を明確に把握し、これまで以上に政策評価を計画推進につなげる仕組みを確立するなど、より実効性の高い計画を目指す。



(5) 他の計画との整合

国、県等の計画と十分に整合を図りながら策定する。

また、各分野の個別計画等の策定や変更にあたっては、総合計画との整合を図る。

3 策定にかかる基本姿勢

(1) 策定過程からの市民参画・情報共有

長崎市の現状と課題などの情報の共有や対話を通じた共通認識のもと、まちづくりの主役である市民の知恵や経験などを活かしながらまちづくりを進めるため、策定過程の様々な場面で市民等の参画を得て策定する。

(2) 全庁的な職員参加による計画づくり

計画策定への職員の参加意識が計画の実効性を高めることにも繋がるため、全庁的に各施策に係る現場の職員が関わりながら、英知と斬新な発想を結集して計画策定に取り組む。

(3) 議会の意見等の反映

議会に対しては、計画策定の素案の段階から適宜報告するなど、実態として計画に議会の意見等が十分反映されるような取組みを進める。

また、計画策定後は、計画の進捗状況を定期的に報告することで、議会のチェックを受けながら計画の推進や調整を行う。

4 計画の構成及び期間

(1) 基本構想

基本構想（議決事項）は、計画期間を9年（令和4年度から令和12年度まで）とし、長崎市における将来の都市像やそれを実現するためのまちづくりの方針等を明らかにし、行政と市民等の共通の指針とするものとする。

(2) 基本計画

基本計画（議会報告事項）は、前期4年（令和4年度から令和7年度まで）、後期5年（令和8年度から令和12年度まで）に分けて策定することとし、基本構想において定めたまちづくりの方針等を達成するための各種施策を体系づけるとともに、施策ごとの目指す姿、目標値を示すものとする。

(3) 実施計画

実施計画（公表事項）は、基本計画において定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示し、行財政運営の指針とするものとする。

計画期間は3年とし、毎年度事業の評価、検証を行いながらローリング方式により毎年見直し、実効性の確保に努めるとともに、諸情勢の変化に的確に対応し得る計画とする。

#### 【計画期間の考え方】

長崎市第五次総合計画は、本来、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間の計画と想定していたところ、新型コロナウイルスの影響という特殊事情により開始時期を1年間遅らせたものであるが、目標年次を2030年とするSDGs（持続可能な開発目標）\*の達成に向けた取組みを一体的に推進していくため、終期は変更せず、令和12（2030）年度までとする。

基本計画については、概ね半期で計画を見直す考え方の中で、当面の間、新型コロナウイルスの影響で先行き不透明な状況が続くと考えられるため、前期計画の期間を短く設定し、より確かな見通しに基づく後期計画へ早期に移行する。

#### ※SDGs（エスディージーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成27（2015）年9月25日に国連サミットで採択された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

※ 空白ページ

## 長崎市基本構想(第五次総合計画)

※ 空白ページ



## 1 基本構想策定の趣旨

長崎市では、平成 23 年度から令和 3 年度までを計画期間とする第四次総合計画において、めざす将来の都市像を「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」と掲げ、「魅力あふれるまち」「市民が暮らしやすいまち」の実現に向けて取り組んできました。

また、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢とする中で、「長崎市よかまちづくり基本条例」を制定し、市民、企業、大学など様々な主体（以下「市民等」という。）が当事者意識を持ち、お互いのつながりを深めてまちづくりに参画、協働することによる、長崎らしいまちづくりを進めてきました。

これまでの取組みを通して、社会がどのように変化しても対応することができる基盤が、ハード・ソフト両面において形になり始めています。

これからは、その基盤をより良い形で活かし、より質の高い、豊かな暮らしを実現していくことに取り組んでいかなければなりません。

一方、この 10 年間にける社会の変化に目を向けると、情報通信技術の急速な発展により、インターネットに常時接続できる環境や SNS（※1）によるリアルタイムの情報拡散が当たり前になるなど、世界は私たちの予想を超える速度で変化してきました。

そして今、新型コロナウイルス感染症の流行が、世界中の人々の生活や行動、価値観を大きく変容させつつあり、社会経済情勢に多大なる影響を及ぼしています。

その収束時期も未だ不透明である中で、ポストコロナ社会に対する確実な見通しを持つことは困難な状況ですが、一定の想定のもとで進むべき大きな方向性を捉え、変化に対応しながら前に進んでいかなければなりません。

また、国内においては、2040 年頃に 65 歳以上人口がピークを迎えるとともに、生産年齢人口も毎年 100 万人程度の減少が生じる見込みであり、1 人の高齢者を 1.5 人の現役世代で支えるという世代間のバランス崩壊をはじめとして、雇用や教育、産業振興などの分野で、様々な問題が重層的に発生することが予測されています。

そのようななか、長崎市においては、65 歳以上人口が全国よりも約 15 年早い 2025 年にピークを迎える予測となっているほか、若い世代の社会減が継続し、少子化も進行しており、これらの問題を喫緊の課題と捉えて対策に取り組んでいくとともに、急激な人口減少に歯止めをかけるための対策を、これまで以上に強化していかなければなりません。

そこで、この基本構想は、令和 4 年（2022 年）度から令和 12 年（2030 年）度までを計画期間とし、人口動態や産業構造の変化など、これから予想される様々な社会経済の変動を勘案することはもとより、市民一人ひとりの幸福を実現するため、Society5.0（※2）の実現や SDGs（※3）の達成に向けた視

1 点を導入するなど新しい時代の流れを捉えたうえで、市民等が共有する「めざ  
2 す都市像」と「めざす 2030 年の姿」を掲げるとともに、その実現に向けた基  
3 本的な姿勢や道筋を示すものとして策定するものです。

4  
5 ※1 SNS

6 ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。登録され  
7 た利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

8 ※2 Society5.0

9 狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社  
10 会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画におい  
11 て我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間(仮想空間)  
12 とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的  
13 課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)。AI やロボットなどの技術で、世  
14 界の様々な課題の解決をめざす。

15 ※3 SDGs (エスディーゼズ)

16 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。平成 27 (2015) 年 9  
17 月 25 日に国連サミットで採択された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界  
18 をめざす国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取  
19 り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

20 【17 のゴール (持続可能な開発目標)】

21 目標 1 : あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

22 目標 2 : 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促  
23 進する

24 目標 3 : あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

25 目標 4 : すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進  
26 する

27 目標 5 : ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う

28 目標 6 : すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

29 目標 7 : すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセ  
30 スを確保する

31 目標 8 : 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働  
32 きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する

33 目標 9 : 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及  
34 びイノベーションの推進を図る

35 目標 10 : 各国内および各国間の不平等を是正する

36 目標 11 : 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市および人間居住を  
37 実現する

38 目標 12 : 持続可能な生産消費形態を確保する

39 目標 13 : 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

40 目標 14 : 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

41 目標 15 : 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂  
42 漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

43 目標 16 : 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法  
44 へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的  
45 な制度を構築する

46 目標 17 : 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ  
47 を活性化する。

## 2 めざす都市像とまちづくりの基本姿勢

### (1) めざす都市像

第四次総合計画に掲げた「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」という都市像は、私たちに進むべき方向を示してくれる北極星のようなものです。

「世界都市」とは、平和、交流、産業などを通して長崎ならではの価値を世界に向けて発信するとともに、長崎市にしかできない役割を果たし、世界に貢献することで、「世界のナガサキ」としてキラリと光る存在感のある都市の姿を表しています。

そして「人間都市」とは、人間性が尊重され、お互いの個性を認め合い、他者を思いやり支え合いながら、子どもから高齢者までライフステージに応じてだれもが豊かでいきいきと、幸福に暮らせる都市の姿を表しています。

これまでの10年間、私たちがめざしてきた「世界都市」「人間都市」は、市民ニーズや社会の変化に応じ、より良い状態を求めて進化し続ける都市の姿であり、私たちが理想を持って進み続けるための目印であって、それをめざす道のりは常に道半ばにあります。

また、折しも、新型コロナウイルスの流行をきっかけに、世界の人々の価値観が改めて見直されています。

「幸福に生きるために大事なことは何か」という問いから導かれる、より本質的な価値が求められ、都市の評価においては、人口の多さや経済力の高さといった数字で比較できる価値もさることながら、暮らしやすさや歴史・文化の深さなど、その都市ならではの価値にも注目が集まりつつあります。

このような背景のもと「世界都市」「人間都市」という都市像は、10年前と比較しても、更に輝きを増していると考えられることから、第五次総合計画においても、「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」をめざす都市像として掲げることとします。

### (2) まちづくりの基本姿勢

第四次総合計画に掲げた「つながりと創造で新しい長崎へ」というまちづくりの基本姿勢は、市民等がお互いにつながることで、まち全体がネットワーク化し、文化や産業等の長崎市が持つ様々な価値を高めながら、世界にも通用する新たな価値や仕組みを創造していくことを示しています。

人口減少や少子化、高齢化が進む中で直面する様々な課題に対し、市民等がつながりを深め、各々の強みを活かして協働していくことは大切なことであり、さらに、世界中とつながって、新たな価値や仕組みを創造していこうとする姿勢の重要性は、これからますます高まっていくと考えられます。

したがって、第五次総合計画においても、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として掲げることとします。

### 1 3 めざす 2030 年の姿

2 「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」という都市像は、第五次総  
3 合計画の最終年度となる 2030 年度においても、なお変わらずにめざす姿であ  
4 り続けているでしょう。

5 それでは、これからの計画期間に、私たちがめざすべき到達点はどこになる  
6 のでしょうか。

7 私たちの価値観は多様であり、だれもが共感できる到達点を数値的に定め  
8 ることは、とても困難です。

9 そこで、2030 年の長崎市の姿として、めざすところを少しでも具体的にイ  
10 メージできるよう「めざす 2030 年の姿」を描いておくこととします。

11

#### 12 ◆みんなでつながって、暮らしやすさをつくり続けています

13 長崎のまちは、その独特の地形がつくり出した天然のコンパクトシティです。

14 港や山地、丘陵地に囲まれて点在する狭い平坦地に店舗やオフィスなどが  
15 集まり、その周辺に住宅地や農地などが広がって地域が形成されていて、それ  
16 ぞれの地域は、歴史や伝統、豊かな自然に支えられた農業や水産業など多様な  
17 資源に恵まれています。

18

19 各地域においては、コミュニティによるまちづくりが活発で、地域の特色を  
20 活かした取組みが、様々な団体の連携・協力のもとで積極的に行われ、それぞ  
21 れの地域に合った暮らしやすさがつくり出されています。

22 また、地域の活動には様々な世代の方が参加していて、近所のつながり、地  
23 域のつながりが深まっています。

24 こうしたつながりが土台となって、医療や介護が必要になっても住み慣れた  
25 地域で安心して暮らし続けられる仕組みや災害時に地域で助け合う仕組み、  
26 地域全体で子育てを応援する仕組みなど、いろいろな課題に地域で対応でき  
27 る仕組みが育ったり、新たに生まれたりしています。

28 もちろん、市内の各所で道路や公園、河川、斜面地などの計画的な整備が進  
29 んでいることで、まちの快適性や防災性の面でも暮らしやすさが向上してい  
30 ます。

31

32 長崎市全体としての暮らしやすさをつくる取組みも進んでいます。

33 中心部では、100 年に 1 度とも言える官民の投資などにより、交流、交通、  
34 産業、医療、福祉、行政など、あらゆる分野で都市機能が向上していて、様々  
35 な目的で県内外からたくさんの方が訪れています。

36 その中心部の活力は、道路交通網、公共交通、情報ネットワークなどによっ  
37 て、周辺の市町も含めた各地域にも波及していて、地域間の役割分担のもとで、  
38 普段の生活に必要な機能は近隣に十分確保されています。

39 地域や企業、大学、行政など様々な主体が、それぞれの強みを活かして役割

1 を果たしながら、暮らしやすさをみんなで作っています。

2  
3  
4 POINT

- 5 ☞地域コミュニティ活動の定着と、地域に寄り添う行政との連携体制を確立し、  
6 地域の特色を活かしたまちづくりを進めます。  
7 ☞地域におけるあらゆる主体のつながりを深め、各々が強みを活かして協働し  
8 ながら、人口減少、少子化・高齢化社会における様々な課題に対応できる仕  
9 組みづくりを進めます。  
10 ☞「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」を形にし、安全安心で快適な暮ら  
11 しづくりを進めます。  
12 ☞周辺市町との広域連携の取組みを進めます。

13  
14  
15 ◆産業がもたらす活力と技術の進歩を取り入れ、生活の質が高まっています  
16 長崎のまちは、江戸幕府による鎖国の中にあっても世界に開かれ、全国から  
17 夢や希望を持った人材が集まる遊学の地でした。そのため長崎には、様々な形  
18 で交流を広げ、新しいモノやコト、訪れる人を受け入れる素地が受け継がれて  
19 います。

20  
21 産業の分野では、これまでも長崎を支えてきた産業が、社会経済情勢や価値  
22 観の変化を的確に捉えて進化を続けています。

23 また、地場企業や市内に集積が進んでいる情報系企業、大学、金融機関など  
24 様々な主体が協力して、地域課題の解決などに積極的に挑戦していく中で、新  
25 たな産業と雇用が生み出されています。

26 そして、このような先進的な動きは、若い世代を中心に、学びたい人や起業  
27 したい人などを長崎に引き寄せ、世界の舞台で活躍する人材も輩出していま  
28 す。

29  
30 若い世代の間では、それぞれのライフスタイルに応じて住まいの選択肢が  
31 多いことや、余暇を楽しんだりチャレンジしたりできる場所や機会が充実し  
32 ていることなど、自分たちの望みが叶う、暮らしやすいまちという評価が高ま  
33 り、その評価がまた若い世代を呼び込むという好循環で人口流出に歯止めが  
34 かかっています。

35  
36 まちには、子どもたちの元気な声があふれています。

37 未来を担う子どもたちを「まち全体で育てる」という意識が根付いていて、  
38 地域や企業なども一緒になった取組みの成果として、安心して子どもを生み  
39 育てられる仕組みや制度が充実しています。



1 また、国際性を育むプログラムなど特色ある教育が展開されていたり、一流  
2 の芸術文化、学術、スポーツなどに触れられる機会が増えたりしていることで、  
3 一人ひとりが夢や希望を持って成長しています。

4  
5 暮らしの部分では、進歩したテクノロジーが広く普及し、情報、交通、医療・  
6 介護、防災、産業、流通など、様々な分野で大きな変化がもたらされています。

7 これまで不足していた部分や不便であったことが解消されるに止まらず、  
8 私たちの想像を超えて、より快適で便利な暮らしが実現しています。

9 仕事や家事などの生産性や効率性も大きく向上していて、そこから生まれ  
10 た経済的・時間的な豊かさが、人でなければできない仕事の質の向上や、更な  
11 る地域課題の解決、芸術文化、スポーツ、レジャーを楽しむといった心の豊か  
12 さにつながる活動の充実などにつながっています。

13 市民一人ひとりが、夢や生きがいを持って心身ともに健康に暮らす、質の高  
14 い生活を送っています。

15  
16 |||||  
17 POINT

- 18 ☞既存産業の振興に加え、新たな産業を生み出す取組みを進めます。
- 19 ☞若い世代の多様な希望にかなうよう、仕事の選択肢を増やすとともに、住環  
20 境の整備や楽しみの創出などに取り組み、若い世代に選ばれるまちづくりを  
21 進めます。
- 22 ☞子育て支援や教育環境を、より一層充実させる取組みを進めます。
- 23 ☞IoT、AI、ロボットなどの新技術を積極的に取り入れ、経済発展と社会  
24 的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society5.0）の実現に向けた取り  
25 組みを進めます。
- 26 ☞芸術文化・スポーツなどを振興し、子どもから高齢者まで、健康で心豊かに  
27 生活できるまちづくりを進めます。

28  
29  
30 ◆交流の歴史に培われた多様な魅力で人を惹きつけています

31 長崎のまちは、開港以来450年の間、国内外から多くの人を訪れ交流するこ  
32 とで、新たな価値を創造しながら栄えてきました。

33 交流の歴史に培われた多くの個性は、時間をかけても他のまちにはつくる  
34 ことができない、唯一無二のものです。

35  
36 これらの個性を大切に守り、磨き上げながら、美しさと快適さを兼ね備えた  
37 景観整備などにも力を入れ、さらには、その独特で魅力的な都市個性を最も効  
38 果的に伝えるための情報発信によって、観光はもちろん、MICEやスポーツ  
39 などを通じて、国内外から多くの人を訪れています。

1 まち全体で訪問客を歓迎する長崎らしいおもてなしが充実していることや、  
2 快適に滞在できる環境が整っていることで、「国際的な交流のまち」として世  
3 界に広く知られていて、これまでは訪れることがなかった地域まで足を運ん  
4 で長期間の滞在を楽しんだり、繰り返し訪れたりする人も増えています。

5  
6 こうした交流は、新たな学びや楽しみの機会とともに、多くのビジネスチャ  
7 ンスをもたらしています。

8 まちには、市民も訪問客もいつでも楽しめる長崎ならではの食や体験があ  
9 ふれていたり、交流の中で生まれた新たなサービスが提供されていたり、様々  
10 な形で消費が喚起されていて、経済の好循環が市民生活を豊かにしています。

11  
12 |||||  
13 POINT

14 ☞歴史、文化、景観、自然などの地域資源を守り、育て、創造し、都市の魅力  
15 を高める取組みを進めます。

16 ☞訪問客をまち全体で歓迎し、長崎らしくもてなすことができる、世界に通用  
17 する交流のまちづくりを進めます。

18  
19  
20 ◆平和な世界、持続可能な世界の実現に貢献しています

21 「核兵器廃絶」と「世界恒久平和」の実現に力を尽くし続けることは、被爆  
22 地長崎の使命です。

23 被爆者のいない時代が現実となりつつある中でも、世界中の都市や市民社会  
24 と連帯し、歩みを止めることはありません。

25  
26 被爆の実相の継承や核兵器廃絶に向けた活動は、行政だけでなく、多くの団  
27 体が特色や強みを活かして、様々な形で活発に展開されていて、被爆者の思い  
28 は、確実に、力強く未来につながっています。

29 そして、「平和の文化」は日常の中にも根付いていて、一人ひとりが平和に  
30 ついて考え、行動しています。

31  
32 日々の生活の中には、思いやりとやさしさがあふれています。

33 「国際的な交流のまち」として、人種、民族、国籍、性別、年齢、障害の有  
34 無、思想、宗教、性自認や性的指向など、多様性が尊重されています。

35 また、貧困や飢餓、環境破壊など、世界中が抱える様々な問題に対し、企業  
36 や大学、行政、金融機関など様々な主体が連携して「誰一人取り残さない世界」  
37 をめざした積極的な取組みが行われています。

38 特に、医学や環境などのいくつかの分野では、長崎市における先進的な取組  
39 みに対し、世界からの期待が高まっています。

1       このように、世界の人々と連携して平和な世界、持続可能な世界の実現に貢  
2       献するまちを、市民のだれもが誇りに思っています。

3

4 ||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||

5       POINT

- 6       ☞被爆者のいない時代の到来に備え、被爆の実相の継承や核兵器廃絶に向けた
- 7       活動を進めるとともに、「平和の文化」を市民社会に根付かせていきます。
- 8       ☞SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みを通じて、地球と世界
- 9       に貢献できるまちづくりを進めます。

10

11

12

13   **4 めざす 2030 年の姿に近づくためのまちづくりの方針**

14       「めざす 2030 年の姿」に近づくため、8 つのまちづくりの方針を示します。

15       なお、これらの方針にはSDGs（持続可能な開発目標）がめざす 17 のゴ

16       ールを関連付けることで、その達成に向けた取組みを一体的に推進していく

17       こととします。

18       この計画期間におけるSDGs への取組み姿勢や主要な取組みの成果が、

19       全国的にも高い評価を得られることをめざして取り組みます。

1 【まちづくりの方針A】

2 私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」を  
3 めざします

4  
5 (1) 長崎市の現状と課題

6 ◇長崎のまちが持つ個性の継承・活用に向けた取組みは一定進み、長崎に誇りを  
7 感じる市民は増えている。今後は、その魅力の発信の充実と更なる資源磨きが必要  
8 である。

9 ◇人口減少や、旅行のトレンドが団体から個人・小グループの旅行へと変わって  
10 きていることなどを背景に、観光のあり方は変化しており、以前は観光客数など  
11 の「量」を追い求めてきたが、現在は観光消費額や満足度などの「質」を重視し、  
12 官民連携のもと高付加価値のサービスの提供などに取り組んでいる。

13 ◇長崎市を訪れる観光客数は増加傾向にあったものの、コロナ禍により観光需  
14 要が激減し、観光関連産業は大きく落ち込んでいることから、新しい生活様式や  
15 新しい旅のスタイルに即した観光客の受入れと段階的な誘客拡大を図る必要が  
16 生じている。

17 併せて、当面の間、コロナ禍前のような観光客数が望めない状況にあっては、  
18 これまで以上に「量」より「質」を重視する必要性が生じている。

19 ◇出島メッセ長崎、新幹線、長崎スタジアムシティプロジェクト、松が枝国際観  
20 光船埠頭の2パース化等の基盤整備が進んでいる。

21 ◇コロナ禍において国を超えた移動に制限があるなか、新たな方法による国際  
22 交流を模索する必要がある。

23

24 (2) 長崎市がめざす方向

25 世界に通じる長崎独自の歴史文化などの資源を磨き、活かし、その魅力を発信  
26 します。市民に愛され、市民の誇りとなり、世界の人々から選ばれ、多様な交流  
27 を生み出すまちをめざします。

28 世界レベルの質の高いサービスの提供を促進するとともに、観光・MICE  
29 (※1)等での訪問客に関わる新たな雇用の創出を実現させ、かつ観光関連産業  
30 を生産性の高い産業へと変革させます。市民や事業者が観光まちづくりに参画  
31 し、楽しめる環境づくりをすることで、訪問客と受け入れ側である事業者、市民  
32 の3者がそれぞれ満足するまちをめざします。

33 世界の一流を学び、世界に通用する人材、文化、芸術、技術等を生み出し、様々  
34 な分野での交流により世界をつなぐ役割を果たします。今後、更に海外からの訪  
35 問者、外国人住民が増加する中で、市民の国際理解をより深めていきます。

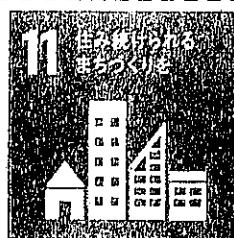
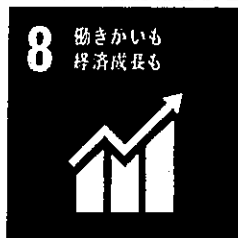
36

37 (3) 主な取組み方針

38 ◇将来にわたって持続的にまちの個性を継承・活用していくため、引き続き、ま  
39 ちづくり活動への支援及び人材の育成に力を入れていきます。

- 1 ◇長崎のまちが持つ価値を多くの人が認知し、まちづくり活動へ参加してもら  
2 うための取組みを強化することでシビックプライド(※2)を高め、地域社会全  
3 体で個性の継承・活用に取り組む土台をつくります。
- 4 ◇地域の恵まれた景観や自然に加え、歴史や産業や人々の暮らしを含む魅力を  
5 市民が共有し、来訪者も共感できるまちづくりや地域づくりに取り組みます。
- 6 ◇長崎のまちが持つ魅力を、住む人も訪れる人もだれもが安全・快適かつ効果的  
7 に感じることができるようするため、都市機能の向上を図るとともに、DMO  
8 (※3)をはじめとした民間団体等と連携し、様々なエリアの周遊を促進する仕  
9 組みづくりや高付加価値のサービスの提供などに取り組み、観光消費額の拡大  
10 を図ります。
- 11 ◇DMOを中心としてICT(※4)を活用した戦略的・効果的なプロモーション  
12 を行うことで、国内観光客だけでなく、外国人観光客やMICE参加者等の新  
13 たな来訪者の獲得をめざします。
- 14 ◇地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を拡大するため、市外に居なが  
15 ら継続的に多様な形で長崎を応援してくれる「関係人口」の創出・拡大に取り組  
16 みます。
- 17 ◇市民の国際性を豊かにするため、AIなどを活用し、より身近に、より気軽に  
18 国際交流できる環境整備、情報発信を行うことで、市民の国際交流の機会を増や  
19 します。

21 **【関連が深いSDGs】**



30 **【関連する外部環境】**

- 31 ◇過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題  
32 であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで  
33 その継承に取り組んでいくことが必要であり、地域における文化財の計画的な  
34 保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため文化財保護  
35 法の改正が行われている。
- 36 ◇フランスのノートルダム大聖堂の火災に続き、2019年10月には沖縄県那覇  
37 市の首里城が火災により焼失したことを契機に、より厳しい文化財保全の必要  
38 性が再認識されている。
- 39 ◇UNWTO(国連世界観光機関)の2020年(令和2年)1月の発表では、  
2019年(令和元年)の世界全体の国際観光客数は前年より約5,400万人増  
(前年比3.8%増)の14億6,100万人となった。2009年(平成21年)はり



1 ーマンショックの影響から減少したが、それ以降は10年連続での増加となっ  
2 た。  
3 ◇2020年(令和2年)1月、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中国政  
4 府により国内に加え海外への団体旅行等が禁止され、その後、多くの国において  
5 政府による入国制限や海外渡航禁止等の措置が講じられたこと等により、日本  
6 向けに限らず、全世界的に旅行者の往来が大幅に減少した。  
7 ◇特定の時期に特定の場所に集中しがちな従来の旅行スタイルから転換するた  
8 め、より安全で快適な「新しい生活様式」による旅行スタイルのあり方が検討さ  
9 れている。  
10 ◇ウィズコロナ時代の旅のありかたとして、自宅近隣への日帰り観光や宿泊観  
11 光といったマイクロツーリズムに注目が集まっている。  
12 ◇政府は、ポストコロナ時代においてもインバウンド(※5)は大きな可能性が  
13 あり、観光先進国を実現するために官民一体となり観光の活性化に向けて取り  
14 組むとしている。

15  
16 ※1 MICE

17 MICEとは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンテ  
18 イブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、  
19 展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字を使った造語で、これらの  
20 ビジネスイベントの総称。

21 ※2 シビックプライド

22 自分たちが住むまちに対して愛着や誇りを持ち、まちづくりに当事者として関わり  
23 うとする気持ち。

24 ※3 DMO

25 DMO: Destination Management/Marketing Organizationの略。様々な地域資源を  
26 組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・  
27 プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となっ  
28 て行う観光地域づくりの推進主体。

29 ※4 ICT

30 Information & Communications Technologyの略。情報通信技術。

31 ※5 インバウンド

32 外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪  
33 日旅行という。

## 1 【まちづくりの方針B】

2 私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします

### 4 (1) 長崎市の現状と課題

5 ◇核兵器廃絶、世界恒久平和に向けた役割を担う都市として、被爆都市長崎への  
6 期待が高まっている。

7 ◇国内外で平和アピールを効果的に行う人材が長崎大学核兵器廃絶研究センタ  
8 ー(RECNA)を中心に長崎に集まるとともに、若い世代を含めた個人や団体  
9 がそれぞれの特色や強みを活かし、平和分野で目覚ましい活動をしているが、団  
10 体間の連携を進めることで、更に平和アピール力を高めることが期待されてい  
11 る。

12 ◇被爆者が高齢化し、「被爆者のいる時代の終わり」「被爆者のいない時代の始ま  
13 り」が目前に迫り、限られた時間の中で被爆の実相を次世代に伝える取組みがま  
14 すます求められている。

15 ◇これまでは被爆者が先頭に立って取組みを進めてきたが、やがて訪れる被爆  
16 者がいない時代にも歩みを止めず前に進むためには、市民社会の力強い後押し  
17 が必要である。

18 ◇国内外の多くの市民が当事者として平和について考え、行動する必要がある  
19 が、平和活動の裾野の広がりや十分でなく、平和活動に参加する人が固定化し、  
20 核兵器の問題や平和活動は特別な人たちのものと捉えられる傾向がある。これ  
21 まで平和に関心のなかった人々も含め、それぞれの興味や関心のあることを通  
22 して平和について考える新たな仕組みが必要である。

### 24 (2) 長崎市がめざす方向

25 核兵器の悲惨さを体験したまちとして、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に  
26 力を尽くすまちであり続けます。

27 「被爆者がいなくなる時代」が現実のものとなる被爆 100 周年を見据え、被  
28 爆者に代わって様々な方法で、次世代に被爆の実相や平和への思いを伝えるま  
29 ちであり続けます。

30 また、多くの人々が、それぞれの興味や関心のある活動を通して被爆の実相の  
31 継承と平和の発信に関わることができるよう新たな手法を取り入れるとともに、  
32 市民の日常の中に平和の文化を根付かせ、その文化を世界中に広げるまちをめ  
33 ざします。

### 35 (3) 主な取組み方針

36 ◇「核兵器廃絶」と「世界恒久平和」の実現に向けて力を尽くすことは、被爆地・  
37 長崎の使命であり、国内外の平和団体や関係機関等と連携・協働しながら、これ  
38 からも引き続き取り組んでいきます。

39 ◇原爆の悲惨さを将来にわたって伝え続けるため、語り継ぐ「ひと」の育成や、

- 1 無言のうちに被爆の実相を伝える「もの」や「場所」の保存活用を図ります。  
2 ◇国際社会において、「核兵器のない世界」こそが世界のルールだという流れを  
3 確立するため、市民社会が声を上げる環境をつくっていきます。  
4 ◇国内外の多くの市民が当事者として平和を考え、行動する機会づくりが重要  
5 であることから、芸術やスポーツなどを通して、その活動の入口を増やしていき  
6 ます。

7  
8 **【関連が深いSDGs】**



15 **【関連する外部環境】**

- 16 ◇核兵器の保有や使用を全面的に禁じ、核兵器のない世界をめざす核兵器禁止  
17 条約は、2020年10月、批准国が50か国となり、2021年1月の発効が確実とな  
18 ったが、核保有国・核の傘の下にいる国々は批准していない。  
19 ◇依然として世界には13,410発もの核弾頭が存在し(2020年6月時点)、新しい  
20 高性能の核兵器や、使いやすい小型核兵器の開発と配備も進められており、その  
21 結果、核兵器が使用される危険性が高まっている。  
22 ◇第二次世界大戦、原爆投下から75年が経過し、戦争・被爆の記憶の風化が進  
23 み、平和について考える機会や認識の地域間・世代間の格差が広がっている。  
24 ◇VR(※1)など最新の映像技術による被爆の実相の継承や、SNSなどのツ  
25 ールを使った平和活動の情報発信など、若い世代を中心に新たな手法を使った  
26 取組みが生まれている。

27  
28  
29 ※1 VR

30 Virtual Realityの略。仮想現実などと訳される。物理的には存在しないものを、感  
31 覚的には本物と同等の本質を感じさせる技術。



1 **【まちづくりの方針C】**

2 私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします

3

4 (1) 長崎市の現状と課題

5 ◇水産農林業の従事者数は、総人口の減少率以上に減少し、高齢化している。

6 ◇耕作面積の減少により、農地の遊休化、荒廃が拡大している。

7 ◇長崎産品の域外における認知度が低く、消費拡大が十分に図られていない。

8 ◇商工分野においては、基幹産業が大きな転換期を迎えるなか、ロボットやI O  
9 T（※1）の導入などにより、製造工程などにおける従来型の労働環境も変化し  
10 ようとしている。

11 ◇首都圏をはじめ大都市部の採用圧力が強い中で、若年者の県外就職、県外進学  
12 などによる転出超過が著しい。

13 ◇地場企業の人材確保は、依然として厳しい状況が続いている。

14 ◇情報系企業を中心に企業誘致が進んでおり、長崎市が抱える社会課題を解決  
15 しようとする試みが始まりつつある。

16 ◇新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、デジタル化など、市内企業の  
17 早急な対応強化が望まれている。

18

19 (2) 長崎市がめざす方向

20 水産農林業の収益性を向上し、職業としての魅力を高めることで、次世代につ  
21 ながる水産農林業をめざします。また、長崎が誇る高品質な農水産物の魅力を発  
22 信し、供給を推進します。

23 企業や事業者等が新たな分野へのチャレンジなどを通して経営力と競争力を  
24 高め、多くの雇用を生み出す活気のあるまちをめざします。

25 長崎の強みを活かして情報通信関連分野や医工連携関連分野などの企業の誘  
26 致を進めることにより、企業に選ばれるとともに、働く意欲のあるあらゆる人  
27 にとって働きやすいまちをめざします。

28

29 (3) 主な取組み方針

30 ◇水産農林業については、官民連携のもとで生産基盤の強化やスマート化によ  
31 る効率的で安定した経営を推進し、稼げる、魅力的な産業に育てることで、担い  
32 手の確保につなげます。

33 ◇地域との連携のもと、小規模で分散した農地を集約し、意欲ある担い手にまと  
34 めて託すなど、地域の農業を守り、持続するための取組みを推進します。

35 ◇地元農水産物について、域内外に向けた効果的な情報発信により、消費拡大を  
36 推進します。

37 ◇商工分野については、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響が続くな  
38 か、各産業を維持・拡大する取組みを引き続き進めます。

39 ◇企業誘致に関しては、災害が少ない、高等教育機関の数が比較的多く、若い世

1 代の優秀な人材が多いなどの長崎が持つ「強み」の発信を更に進めるとともに、  
 2 誘致企業の人材確保や地場企業との協業の取組みを支援します。  
 3 ◇若い世代の転出超過に歯止めをかけるため、新たな産業の創出と育成や企業  
 4 誘致、創業・スタートアップの促進、地場企業の雇用の強化などに取り組み、将  
 5 来に向けた安定的な雇用の確保・拡大の実現に向けて取組みを推進します。  
 6 ◇企業や事業者等の経営力強化に向けて、人材の育成を支援します。  
 7 ◇産学官金が連携しながら、新たな産業の創出に向けた取組みを後押しするこ  
 8 とにより、まちの経済の活力維持と働く場としての魅力向上を図ります。  
 9 ◇移住希望者に対して、長崎で働く魅力、長崎で暮らす魅力の発信を行い、仕事  
 10 のマッチングなどきめ細やかな移住相談の対応を行うことにより、働く世代の  
 11 移住を促進します。

12  
 13 **【関連が深いSDGs】**



26 **【関連する外部環境】**

27 ◇世界の食糧需給は、人口の増加や開発途上国の経済発展による所得向上に伴  
 28 う畜産物等の需要増加に加え、異常気象の頻発、水資源の制約による生産量の減  
 29 少等、様々な要因によりひっ迫する可能性がある。このような世界の食糧需給を  
 30 踏まえ、日本の食糧の安定供給は、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、  
 31 輸入や備蓄を適切に組み合わせることにより確保することが必要となっている。  
 32 ◇日本経済を取り巻く国際経済環境においては、持続可能で包摂的な経済社会  
 33 を実現するべく、世界が一体となってSDGs（※2）の達成に取り組む機運が  
 34 高まる一方で、新たな技術や知的財産をめぐる国際的な軋轢や大国間の貿易摩  
 35 擦が発生している。  
 36 ◇グローバル化の進展に対して、保護主義に代表される内向きで自国中心主義  
 37 的な動きが台頭している。特にエネルギー等で対外依存度が高い日本は、こうし  
 38 た国際政治動向や経済情勢の不安定化に大きな影響を受けやすい。  
 39 ◇世界の経済活動は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響とそれに伴う需給



1 の混乱により、2020年には急激に縮小することが見込まれる。世界経済の見通  
2 しは引き続き不確実性が高く、より大きな下方リスクにさらされている一方で、  
3 経済活動が少しずつ再開し、各国の政策効果が現れることにより、世界の経済活  
4 動は徐々に回復に向かうことが見込まれる。

5 ◇Society5.0(※3)の実現に向けて進められてきたイノベーション(※4)を  
6 前提とした社会づくりが、新型コロナウイルス感染症拡大を機に加速しつつあ  
7 り、一気に実現時期が早まる可能性がある。

8 ◇新型コロナウイルス感染症の影響が暫く続き、これと共生する社会に移行す  
9 る場合、国民の意識改革によって、技術のイノベーション、経済・産業構造の変  
10 革、経営改革、社会のパラダイムシフト(※5)等、経済社会が根底から変わる  
11 可能性がある。

12 ◇新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、都市部での働き方や暮らし方につい  
13 て、労働意識にも変化が生じており、地方部への人口分散に向かう可能性もある。

15 -----  
16 ※1 IoT

17 Internet of Things の略。人を介さず、モノが自動的にインターネットと繋がる技  
18 術のこと。

19 ※2 SDGs

20 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。平成27(2015)  
21 年9月25日に国連サミットで採択された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよ  
22 い世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の  
23 「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

24 ※3 Society5.0

25 狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報  
26 社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画に  
27 おいて我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間 (仮  
28 想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発  
29 展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)。AI やロボットなど  
30 の技術で、世界の様々な課題の解決をめざす。

31 ※4 イノベーション

32 技術革新。社会の変革。

33 ※5 パラダイムシフト

34 社会の規範や価値観が変わること。

## 1 【まちづくりの方針D】

2 私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします

### 4 (1) 長崎市の現状と課題

5 ◇環境負荷の低減につながる様々な取組みにより、多くの市民の中に省エネや  
6 ごみ減量など身近な環境行動の意識が広がりつつあるが、幅広い市民への浸透  
7 度はまだ十分とは言えない。

8 ◇地球規模での気温上昇、干ばつなどの気候変動や災害の顕著化により、市民に  
9 も地球温暖化問題に対する危機感が広がってきている。

10 ◇地域における再生可能エネルギーの活用は徐々に拡大しつつあるものの、ま  
11 だ化石燃料等への依存度が高く、新たな再生可能エネルギーの導入やエネルギ  
12 ーの地産地消、先端技術を活用した自立分散型のエネルギーシステムが求めら  
13 れている。

### 15 (2) 長崎市がめざす方向

16 豊かな自然を大切にし、自然と触れ合う機会を増やすなど、自然との共生を図  
17 るとともに、ごみの分別やリサイクルの推進等により資源循環型のまちをめざ  
18 します。また、脱炭素社会の実現をめざし、地域で生まれた再生可能エネルギー  
19 を地域で活用する「エネルギーの地産地消」を推進するなど、地域の資源を最大  
20 限活用しつつ、環境と調和した持続可能なまちをめざします。

### 22 (3) 主な取組み方針

23 ◇世界的にも環境への関心が高まってきたこの機会を捉え、環境と調和した持  
24 続可能なまちの実現に向け、一人でも多くの市民が当事者意識を持ち、日常生活  
25 における環境に配慮した行動（エコライフ）につなげていくための取組みを更に  
26 加速させていきます。

27 ◇市民や環境団体、事業者等と連携し、豊かな自然を守り育てる環境保全の取組  
28 みを拡大させます。

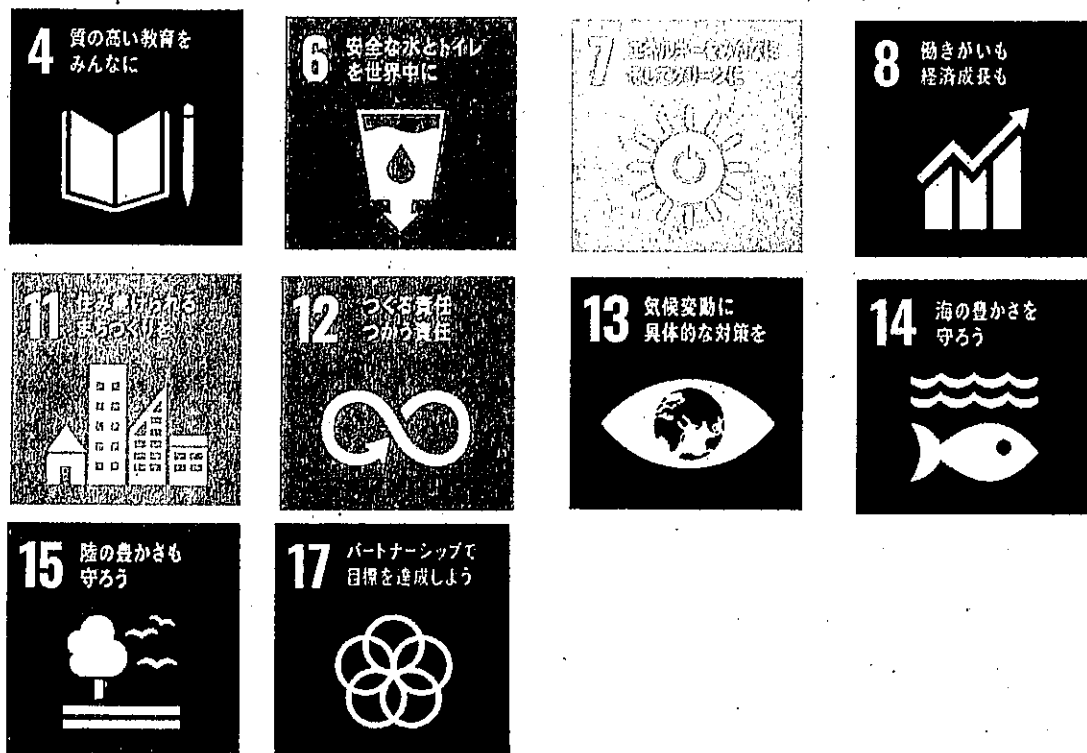
29 ◇4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の意識を醸成し、ご  
30 みの減量及びリサイクル活動を促進するために、市民及び事業者に対して戦略  
31 的な周知・啓発を行います。

32 ◇官民連携のもと、再生可能エネルギーの更なる利活用と地産地消の推進・拡大  
33 を図るとともに、自治体新電力の取組みや新たな脱炭素事業を創出することで  
34 環境と経済の好循環を図ります。

35 ◇ごみ焼却施設の建替えに伴い、ごみ焼却で生み出されるエネルギーを最大限  
36 に活用する地域エネルギーセンターへの転換を図り、各産業への電気や熱の供  
37 給等で地域に貢献することをめざします。



1 【関連が深いSDGs】



18

19 【関連する外部環境】

20 ◇2015年9月の国連サミットにおいて、環境の保全、経済活動の発展、社会の

21 向上を統合的に実現するための国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs

22 （※1）」が成立している。

23 ◇2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み「パリ協定」

24 が本格運用を開始している。

25 ◇パリ協定を契機とする「環境面への配慮の度合いを企業価値と捉える」動きの

26 拡大などと相まった、企業や金融機関における脱炭素化を取り込んだ企業経営

27 の世界的進展【ESG（Environment 環境・Social 社会・Governance 企業統治）

28 投資（※2）等】がみられる。

29 ◇産業革命前に比べて世界の平均気温が約1℃上昇し、世界各地で熱波、山火事、

30 洪水、海面上昇、干ばつなどの気候変動による影響が頻繁に起こり始めており、

31 日本各地でも、猛暑、台風、集中豪雨、洪水などの異常気象により痛ましい被害

32 が発生している。

33 ◇「気候非常事態宣言」の動きや若者による気候変動への対策を求める動きなど、

34 環境問題に対する危機意識や関心の高まりが見られる。

35 ◇国内においては、Society 5.0（※3）が提唱されており、IoT（※4）、ロ

36 ボット、AI（※5）等の先端技術を取り入れて新たな価値を生み出すことによ

37 り経済発展と社会的課題の解決の両方を実現することが期待されており、新型

38 コロナウイルス感染症を契機にその動きが加速する傾向がある。

- 1  
2 ※1 SDGs  
3 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。平成 27(2015)  
4 年 9 月 25 日に国連サミットで採択された、令和 12(2030)年までに持続可能でよりよ  
5 い世界をめざす国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の  
6 「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。
- 7 ※2 ESG投資  
8 環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと。
- 9 ※3 Society5.0  
10 狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報  
11 社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画に  
12 おいて我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間 (仮  
13 想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発  
14 展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)。A I やロボットなど  
15 の技術で、世界の様々な課題の解決をめざす。
- 16 ※4 I o T  
17 Internet of things の略。人を介さず、モノが自動的にインターネットと繋がる技  
18 術のこと。
- 19 ※5 A I  
20 Artificial Intelligence の略。人工知能。知的な機械、特に知的なコンピューター  
21 プログラムを作る科学と技術のこと。



## 1 【まちづくりの方針E】

2 私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします

### 4 (1) 長崎市の現状と課題

5 ◇道路構造物や上下水道施設、市営住宅等インフラの老朽化が進み、今後莫大な  
6 更新費用や維持管理費用の上昇が予想される。

7 ◇市中心部への都市機能の集中と民間投資が継続することにより、都市のコン  
8 パクト化が加速している一方で、都市部における住宅の分譲価格や賃貸価格の  
9 上昇のほか、賃貸住宅に関しては量的不足が生じている。

10 ◇世帯数の減少や高齢者の増加により、管理が適正になされていない空き家が  
11 増加し、周辺へ悪影響を及ぼしている。

12 ◇火災発生件数や犯罪発生件数、交通事故死傷者数が減少している。

13 ◇人口減少、少子化・高齢化、核家族化の進展などにより、地域の防災や防犯活  
14 動の担い手が不足しており、地域の様々な団体と連携したまちづくりが求めら  
15 れている。

### 17 (2) 長崎市がめざす方向

18 地域ごとに都市機能が集約され、市中心部と市内の各地区とが公共交通機関  
19 や道路、情報などのネットワークで結ばれ、それぞれの地域にあった暮らしやす  
20 さがあるまちをめざします。また、地域のつながりにより、災害に強く、犯罪や  
21 交通事故が起こりにくい安全安心なまち、人と環境にやさしい住環境や利用し  
22 やすい公共交通機関などが整った快適に暮らせるまちをめざします。

### 24 (3) 主な取組み方針

25 ◇安全・安心で快適に暮らせるまちであることは、市民が生活するうえで、全て  
26 の土台となるものであり、公共インフラの適切な整備、維持管理については継続  
27 性を持って取組みを進めます。

28 ◇今後の人口減少や少子化・高齢化の中で、これまで以上に「コンパクト+ネッ  
29 トワーク」(※1)を意識し、総合的な視点で進めていくため、あらゆる施策に  
30 つながりを持たせ、組み合わせで取り組みます。

31 ◇若者、子育て世帯、単身高齢者など、だれもが収入や家族形態、身体の状況、  
32 ライフスタイルに応じて住まいを選択できるようにする取組みとともに、人と  
33 環境にやさしく、空き家対策や建物の耐震化、宅地のがけ災害対策により安全・  
34 安心な住環境をつくる取組みを進めます。

35 ◇地域の防災や防犯、交通安全に関しては、自分の安全は自分で守るという意識  
36 や、地域で助けあう意識を高めるとともに、地域の様々な団体と連携した取組み  
37 を進めます。

1 **【関連が深いSDGs】**



19 **【関連する外部環境】**

20 ◇近年、我が国は気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされており、南海トラフ地震や首都直下地震も今後発生することが危惧されている。国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化については、防災、消防など公助の役割は一層重要性が増すとともに、自助、共助の役割も重要性が増しているものの、人口減少、少子化・高齢化が進むなか、地域のつながりが希薄化し、地域防災や防犯の担い手が不足している。

26 ◇刑法犯の認知件数は年々減少しているものの、女性や子どもを狙った凶悪な犯罪や、高齢者を狙った特殊詐欺が発生している。また、インターネットやスマートフォンを介した消費者トラブルや犯罪、コンピュータウイルスの流布や不正アクセスなどのサイバーテロ（※2）が年々増加するなど、消費者被害や犯罪が多様化している。

31 ◇人口減少、高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業、住宅等の生活機能を確保し、だれもが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方によるまちづくりが地方自治体に期待されている。

35 ◇道路や橋、上下水道、市営住宅など経済成長期以降に整備した公共インフラが老朽化し、今後、維持管理費用や更新費用が加速度的に増加する。

37 ◇世帯数の減少や高齢者の増加により空き家が増加している。



1

2 ※1 コンパクト+ネットワーク

3 人口減少が進む状況においても、それぞれの地域に合った暮らしやすさを整えてい  
4 くために、都市や地域の暮らしに必要な施設がまとまって（コンパクト）確保された  
5 拠点と周辺的生活地区が公共交通や道路、情報などで結ばれた（ネットワーク）「ま  
6 ちの形」。

7 ※2 サイバーテロ

8 コンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段により、国  
9 家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れる行為。

1 **【まちづくりの方針F】**

2 私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざ  
3 します

4  
5 **(1) 長崎市の現状と課題**

6 ◇地域包括ケアシステム（※1）の構築、障害者や生活困窮者の自立支援、救急  
7 医療体制の確保等、だれもがいきいきと住み続けられるための取組みが着実に  
8 進んでいる。

9 ◇婚活支援、子ども医療費の助成対象の拡大、「赤ちゃんの駅」の認定、待機児  
10 童の解消、放課後児童クラブ等への支援など、結婚、妊娠、出産、子育てへの切  
11 れ目のない支援の取組みが進んでいる。

12 ◇若い世代の転出超過などに起因して、出生数は一貫して減少し続けている。

13 ◇行政サテライト機能の再編成により、市民に近い場所で相談や支援を行うこ  
14 とができる体制が整っている。

15 ◇価値観が多様化し、家庭や地域における問題は複合化・複雑化しており、発達  
16 障害や医療的ケアが必要な子どもへの対応、子どもの貧困、子どもへの虐待など  
17 の問題が顕著化するとともに、医療や福祉サービスを維持するための人材確保  
18 の問題など、新たな課題が発生している。

19 ◇令和2年3月31日現在、長崎市の被爆者は25,726人、被爆体験者は5,244人  
20 であり、どちらも平均年齢は80歳を超えて高齢化が一段と進んでおり、介護や  
21 医療の必要な方が多く見受けられる。

22 ◇被爆者と被爆体験者に対して国による総合的な援護施策が実施されているも  
23 のの、更なる充実が求められている。

24  
25 **(2) 長崎市がめざす方向**

26 すべての人の人権が尊重され、平等に社会に参画できるまち、住み続けたいと  
27 思う地域で生涯を通して健康でいきいきと心穏やかに暮らすことができるまち  
28 をめざします。また、子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちをめざします。

29  
30 **(3) 主な取組み方針**

31 ◇すべての人の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分  
32 野で活動に参画できるよう、市民意識の向上及び学習の機会の確保に努めます。

33 ◇すべての人がそれぞれのライフステージにおいて元気でいきいきと暮らすこ  
34 とができるよう、医療・介護・福祉におけるそれぞれの提供体制の確保を行いつ  
35 つ、これらの専門分野における更なる連携強化による長崎版地域包括ケアシス  
36 テムの推進や、民間団体の積極的な参画を促進することなどにより、様々な課題  
37 を解決し、全世代にわたって切れ目のない支援ができる地域づくり・体制構築に、  
38 より一層力を入れていきます。

39 ◇結婚、妊娠、出産、子育てのすべてのステージにおいて、また、あらゆる場所



1 において、切れ目のない支援の充実を図ることにより、子どもの貧困や子どもへ  
2 の虐待をなくすとともに、子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくり  
3 を推進します。

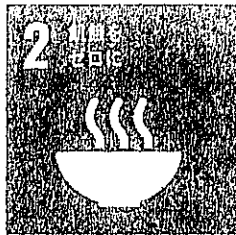
4 ◇外国人が暮らしやすい環境づくりと、日本人も含めた多文化共生のまちづく  
5 りを更に推進していきます。

6 ◇高齢化する被爆者、被爆体験者への支援を国に対して引き続き求め、安心して  
7 支援を受けられるようにします。

8

### 9 【関連が深いSDGs】

10



22

### 23 【関連する外部環境】

23 ◇人種差別、ジェンダー（※2）問題、障害者や子どもへの虐待、様々なハラス  
24 メントなど人権侵害は多様化しているなか、近年、世界人権宣言の精神を引き継  
25 ぐSDGs（※3）が採択されるなど、すべての人の人権を保護し、平等で暮ら  
26 しやすい社会を実現していく機運が高まっている。

27 ◇令和元年10月1日現在、国内における高齢化率は28.4%となっており、総  
28 人口が減少する中で65歳以上人口はその後とも増加し、2036年には高齢化率は  
29 33.3%となり、3人に1人が高齢者となる時代が到来すると推計されている。  
30 超高齢社会の進行にあわせ、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加すると  
31 ともに、介護が必要な方や認知症の方が増加している。

32 ◇だれもが、住み慣れた地域で自分らしく、心身ともに健康に、生きがいを持っ  
33 ていきいきと暮らすことができるよう、医療の充実とともに、高齢者等の社会参  
34 加の促進や障害者等の自立支援に向けた取組みが進んでいる。

35 ◇国内における出生数は減少が続き、2019年には、初めて90万人を割り込み、  
36 いわゆる「86万ショック」と呼ぶべき状況であり、社会経済に多大な影響を及  
37 ぼす少子化対策は喫緊の課題である。少子化に歯止めをかけるため、結婚の希望  
38 をかなえる出会いの場の創出や、妊娠期から子育て期にわたり経済的及び精神  
39 的負担を軽減する切れ目のない支援などに加え、仕事と子育てを両立できる環

1 境整備、男性の家事・育児参画の促進など総合的な少子化対策に取り組む必要が  
2 ある。

3 ◇国民生活基礎調査によると、平成30年の子どもの貧困率は13.5%であり、約  
4 7人に1人の子どもが相対的貧困の状態であることが示された。子育てや貧困  
5 を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するための  
6 取組みが求められている。

7 ◇平均寿命の延び以上に健康寿命を延ばすことは、個人の生活の質の低下を防  
8 ぐ観点からも、社会的負担を軽減する観点からも重要となっており、体や心の健  
9 康づくりの推進を一層図ることが必要となっている。

10 ◇高齢化が進む被爆者や被爆体験者の援護の充実を国に対して引き続き求めて  
11 いく必要がある。

12 ◇外国人労働者の受け入れ拡大をめざし、出入国管理法が改正されたことによ  
13 り、今後多くの外国人労働者を受け入れる態勢を整える必要がある。

14 ◇新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種医療機関、大学、行政等が連携  
15 し、医療体制の確保、感染防止対策の徹底などに継続して取り組んでいる。

16

17

18 ※1 地域包括ケアシステム

19 超高齢社会への対応として、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる  
20 よう、地域ごとに必要な医療や介護、介護予防の提供体制を整備し、住まいや日常生  
21 活の支援を一体的に提供する仕組み。

22 ※2 ジェンダー

23 社会的・文化的に形成された性別。「男性像」、「女性像」。

24 ※3 SDGs

25 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。平成27(2015)  
26 年9月25日に国連サミットで採択された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよ  
27 い世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の  
28 「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

1 **【まちづくりの方針G】**

2 私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめ  
3 ざします

4  
5 **(1) 長崎市の現状と課題**

6 ◇子どもの教育に関しては、個々の児童生徒の課題に沿った学習指導が行われ  
7 ているが、学力調査の結果においては目標値を下回っているものもある。

8 ◇就学援助、通学費の助成などによる経済的援助の拡大や、すべての市立小・中  
9 学校へのエアコン設置など、教育環境の改善が図られている。

10 ◇少子化で児童生徒数が減少し、学校が小規模化しているため、統廃合などによ  
11 る教育環境の整備を推進している。

12 ◇施設の老朽化に伴い、建替えや大規模改修の必要性が高まっている。

13 ◇生涯学習、スポーツ、芸術文化等においては、多くの市民が施設を利用し、利  
14 用者の満足度も高いほか、経験や学びの機会は一定の充実が図られているが、競  
15 技スポーツやレクリエーションの場の整備が求められている。また、芸術文化に  
16 おいては、長崎市公会堂の廃止に伴い、市民が芸術文化活動を発表する場や鑑賞  
17 する場が不足している。

18 ◇少子化、高齢化、人口減少が進む中で、芸術文化等の担い手不足や、活動への  
19 支障などが生じており、生涯学習、スポーツ、芸術文化等を通じた仲間づくりや  
20 地域づくりなどの更なる広がりが望まれる。

21

22 **(2) 長崎市がめざす方向**

23 未来を創る子どもたちが確かな学力と長崎を愛する心を身につけ、だれもが  
24 生涯を通じて学び続けることができる社会の構築をめざします。

25 また、スポーツや芸術文化、イベントなどを気軽に楽しめる暮らしの創出をめ  
26 ざします。

27

28 **(3) 主な取組み方針**

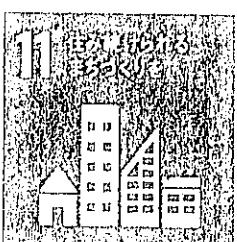
29 ◇子どもの教育に関しては、学力向上や健やかな心と体の育成に向けた基礎的  
30 な取組みの更なる充実を図ることはもとより、長崎のまちを支える担い手を育  
31 てる長崎市独自の取組みの充実を図ります。

32 ◇Society5.0(※1)時代を生きる子どもたちの未来を見据え、この時代を生き  
33 るために必要な力となる情報活用能力を育成していきます。

34 ◇生涯学習やスポーツ、芸術文化などの面では、新たな文化施設やスポーツ施設  
35 などのハード面の充実とともに、個々の体験や知識を通じて人と出会う、つなが  
36 るといった流れを創出し、だれもが生涯を通じていきいきと学び、楽しむことが  
37 できる仕組みづくりを官民連携して行います。



## 【関連が深いSDGs】



## 【関連する外部環境】

◇グローバル化や知識基盤社会（※2）の到来、少子高齢化の進展など、社会が急速な変化を遂げていることに伴い、子どもたちが様々な変化に積極的に向かい、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、そこから得た知識を再構築するなどして新たな価値につなげていくことが求められる中で、今後、教育の多様化がますます進んでいくと思われる。

◇日常生活の様々な場面でICT（※3）を用いることが当たり前となっている子供たちは、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的な資質としての「情報活用能力」を身に付け、情報社会に対応していく力を備えることがますます重要となっている。

◇人口減少やコミュニティの衰退を受けて、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められる中、『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりが一層重要になっている。

◇人口減少、少子高齢化社会を迎え、新型コロナウイルス感染症に起因した新しい生活様式が確立されるなど、社会環境が大きく変化する中で、スポーツには、これまでの健康増進や生きがいづくりという目的だけでなく、スポーツ資源を地域の魅力づくりやまちづくりの核とすることで、地方創生に貢献することや人と人とのつながりにより、人々の意識や行動を変え、社会の課題の解決につなげることが求められている。

◇平成30年3月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—」では、文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となるものであり、文化芸術の本質的価値に加え、社会的・経済的価値を有していることが明確化されている。

◇インターネットの普及や価値観の多様化により、時間や場所を問わず、趣味、芸術文化、スポーツなどを楽しみ、教養を高めることができる時代となっている

1 からこそ、他者との共感、体感を通じて、人と人をつなぐ場や機会の提供が、ま  
2 すます重要となってきた。

3  
4  
5 ※1 Society5.0

6 狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報  
7 社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画に  
8 おいて我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間 (仮  
9 想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発  
10 展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)。AI やロボットなど  
11 の技術で、世界の様々な課題の解決をめざす。

12 ※2 知識基盤社会 (knowledge-based society)

13 2005年 (平成17年) の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示され  
14 た言葉。「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域  
15 での活動の基盤として飛躍的に重要性」を増した社会。

16 ※3 ICT

17 Information & Communications Technology の略。情報通信技術。

1 **【まちづくりの方針H】**

2 私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめ  
3 ざします

4  
5 **(1) 長崎市の現状と課題**

6 ◇長崎市よかまちづくり基本条例の制定により、まちづくりの当事者としての  
7 市民の取組みを推進している。

8 ◇「地域コミュニティを支えるしくみ」の制度が構築され、課題解決に向け主体  
9 的に取り組む地区が増えてきた。

10 ◇行政サテライト機能の再編成により、市民に身近なところで、寄り添った支援  
11 を行う体制が整った。

12 ◇長崎市は税収基盤が弱く、地方交付税などの国からの財源に大きく依存して  
13 いるため、国の歳出抑制や効率化の影響を受けやすいことから、歳出の見直しや  
14 自主財源の確保に努め、自律的な財政運営を行う必要がある。

15 ◇施設の老朽化、人口減少など、公共施設を取り巻く環境が変化しており、全市  
16 的な配置バランスや保有量の見直しが必要である。

17 ◇幅広い世代への広報がうまくいっていないため、広報戦略を策定し、職員に広  
18 報の指針を示して取組みを推進している。

19 ◇社会のデジタル化に対応し、市民の利便性を向上させるためには、市役所のデ  
20 ジタル化を強力に進める必要がある。

21  
22 **(2) 長崎市がめざす方向**

23 まちづくりの当事者としての市民の力、地域の力により、少子化や高齢化など  
24 の社会状況の変化の中でも暮らしやすいまちを維持していくため、市民がまち  
25 づくりの主役となるまちをめざします。

26 多様化、複雑化する行政需要に対応できる市役所をめざします。

27 市民の声を聴き、サービスの質を向上させたり、市の政策や情報を正確にわか  
28 りやすく伝えたりすることなどで、市民に信頼される市役所をめざします。

29  
30 **(3) 主な取組み方針**

31 ◇長崎市よかまちづくり基本条例に定める「情報の共有」「参画」「協働」の基本  
32 原則に基づき、自治会をはじめとする地域の様々な団体や地域コミュニティ連  
33 絡協議会、市民活動団体、市が相互に連携し、多様な地域課題の解決につながる  
34 よう、時代の変化に合わせたまちづくりに参加しやすい仕組みづくりを引き続  
35 き進めていきます。

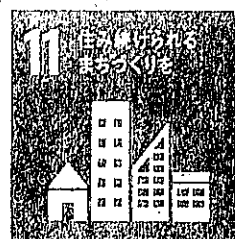
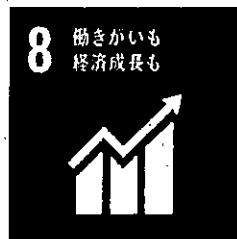
36 ◇自律的な財政運営を行うための自主財源の確保に向け、債権管理の適正化を  
37 図り、効果的かつ効率的な未収金の縮減をめざすとともに、積極的な財産運用を  
38 図ります。また、引き続き国等の動きを注視しながら、財源確保に努めます。

39 ◇市役所のデジタル化を強力に進め、行政手続きのオンライン化や業務の自動



1 化・ペーパーレス化など社会のデジタル化に対応することで、市民の利便性向上  
2 や業務の効率化を図ります。  
3 ◇時代の変化に対応していくため、引き続き社会情勢等に見合った職員採用を  
4 行うとともに、職員研修をはじめとする様々な取組みを推進し、人材の確保と  
5 育成を行っていきます。

6  
7 **【関連が深いSDGs】**



13  
14 **【関連する外部環境】**

15 ◇本格的な人口減少と少子高齢化時代を迎え、地域社会における課題解決のため  
16 の担い手の不足、連帯感が希薄化している地域も存在している。多様化、複雑  
17 化する地域社会の諸課題に対する解決策は地域の特性に応じて様々であり、行  
18 政中心の取組みだけでなく、地域住民、企業等、様々な地域社会の担い手が主体  
19 的に協働し、ともに課題を解決する地域共生社会の実現に向けて取り組む必要  
20 がある。共助の精神は、コミュニティの力を向上させ、地域社会が抱える諸課題  
21 の解決に向けた大きな原動力となることが期待されている。

22 ◇住民一人一人が、地域における課題を認識するとともに、地域における地域資  
23 源を見つめ直し、時間をかけてそれを磨き上げていくことにより、多様性を持った  
24 魅力的な地域社会が形成されることが期待されている。

25 ◇新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動の低迷による政府歳入の減  
26 少、大規模な経済対策による歳出増で、財政赤字は2020年度に大幅に拡大し、  
27 令和2年度末の普通国債残高は約932兆円にも上ると見込まれている。一般政  
28 府債務残高は対GDP比238%に達しようとしており、歴史的にも国際的にも例  
29 のないレベルで高止まりしており、将来世代に対して膨大な重荷を残している  
30 状況となっている。

31 ◇令和2年(2020年)7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針  
32 2020—危機の克服、そして新しい未来へ—」においては、我が国社会全体のデ  
33 ジタル化を強力に推進するため、まずは、デジタル・ガバメント(※1)の構  
34 築を最優先政策課題として位置付け、行政手続のオンライン化やワンストッ  
35 プ・ワンズオンリー化(※2)など取組みを加速すること。また、民間部門の  
36 デジタルトランスフォーメーション(※3)を促進し、民間の投資やイノベー  
37 ションを誘発する環境づくりを進めることが謳われている。

- 1 -----  
2 ※1 デジタル・ガバメント  
3 行政のIT・デジタル化を進める政府の取組み  
4 ※2 ワンストップ・ワンスオンリー化  
5 1か所でサービス（手続き等）が完了すること、一度提出した情報は再提出不要とす  
6 ること。  
7 ※3 デジタルトランスフォーメーション  
8 「デジタルによる変革」を意味し、ITの進化にともなって新たなサービスやビジネ  
9 スモデルを展開することでコストを削減し、働き方改革や社会そのものの変革につ  
10 なげる施策を総称したもの。